

第7期 横浜市子ども・子育て会議

第3回 子育て部会

日時：令和8年7月14日（火）
午後6時00分～8時00分

議事次第

1 開会

2 議題

- (1) 「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価について
(令和7年度分)
- (2) その他

3 閉会

【資料】

- 資料1（1ページ） 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿
- 資料2（2ページ） 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿
- 資料3（3ページ） 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4（7ページ） 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料5（10ページ）「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価について
(令和7年度分)

第7期 横浜市子ども・子育て会議子育て部会委員名簿

＜子育て部会＞

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等		委 員
1	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		かみさわ ともこ 上澤 智子
2	横浜地域連合 副議長		しばた やすみつ 柴田 康光
3	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会		たなか けん 田中 健
4	横浜の子育てワイワイ会議 共同代表		たむら ともこ 田村 朋子
5	市民委員		にわ ゆき 丹羽 由貴
6	東京福祉大学留学生教育センター 専任講師	◎	ほり さとこ 堀 聡子
7	横浜商工会議所女性会 副会長		まつい ようこ 松井 陽子
8	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○	みずたに たかし 水谷 隆史

◎：部会長

○：職務代理者

資料2

第7期 横浜市子ども・子育て会議 第3回子育て部会 事務局 名簿

こども青少年局

区 分	所 属	氏 名
部 長	こども福祉保健部長	秋野 奈緒子
	こども福祉保健部担当部長	安達 恒介
	こども青少年局医務担当部長	北川 寛直
	保育・教育部長	渡辺 将
	こども家庭課担当課長	長瀬 佳代
	企画調整課長	許田 重治
	保育・教育支援課長	岡本今日子
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育運営課長	槇村 瑞光
	保育・教育運営課担当課長	菊池 潤
	保育・教育認定課長	長田 和彦
	こどもの権利擁護課長	足立 篤彦
	地域子育て支援課長	櫻井 寛大
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥津 秀子
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真舘 裕子
	障害児福祉保健課長	山崎三七子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	川尻 基晴
	中央児童相談所支援課長	木村知香枝
事務担当		
	こども家庭課長	藤浪 博子
	こども家庭課こども家庭係長	小西 亮希

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画について、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項の規定に基づく市町村子ども・若者計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画（以下「市町村行動計画等」という。）と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議において、市町村行動計画等の策定及び実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則（平成26年9月条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（平成27年2月条例第12号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月条例第7号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
最近改正 令和 8 年 2 月 18 日 こ企第 516 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事 （条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育 部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事 （条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園 支援事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事 （条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関するこ と（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する 事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例 第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する 事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事 （条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事 （条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）

- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第2条第1項第2号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係）
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第2条第1項第3号関係）
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係）
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係）

（委員長又は部会長の専決事項）

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 18 日から施行する。

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」における 各施策・事業の点検・評価について ＜令和7年度分＞

1 点検・評価の実施

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（計画期間：令和7～11年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、重点テーマ及び各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、実績数値による評価に加え、数値だけでは把握できない点について、施策を進める過程の評価や必要に応じた市民ニーズの把握なども行います。これらを踏まえ、次の視点から点検・評価を実施します。



2 点検・評価の方法

(1) 進捗状況

指標や想定事業量の進捗度は、原則として、各年度の実績について目標に対する進捗率(X)を、4段階で評価します。

なお、想定事業量の設定がないもの等、進捗率が把握できないものについては、個別に評価します。

評価	内容
S	$X \geq 120\%$ (計画以上に進んでいる)
A	$120\% > X \geq 90\%$ (概ね計画どおりに進んでいる)
B	$90\% > X \geq 50\%$ (計画より若干遅れている)
C	$50\% > X$ (計画より大幅に遅れている)

(2) 有効性

各施策の主な事業・取組について、特に有効性が高いと判断した場合に「○」、客観的な根拠に基づいて有効性を測れていない（もしくは、評価することがなじまない）場合は「※」を付けます。

3 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

第4章 施策体系と事業・取組		子育て 部会	保育・教育 部会	放課後 部会	青少年 部会
重点テーマⅠ	全てのこどものウェルビーイングを支える	○	○	○	○
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	○	○	○	○
基本施策1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策2	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続	○	○		
基本施策4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進			○	○
基本施策5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実	○			○
基本施策6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実				○
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養育の充実	○			
基本施策9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進	○			

4 重点テーマにおける「アウトカム指標」の進捗状況

【重点テーマⅠ】全てのこどものウェルビーイングを支える

No.	指標	直近の現状値 (令和5年度)		令和7年度		目標値 (令和11年度)	
				実績値	進捗状況		
1	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63.0%		74.0%		A	70.0%
2	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		62.7%		B	80.0%
3	「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標を持っていますか ②自分のことが好きですか ③自分には良いところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	小学生 ①86.4% ②83.6% ③84.7%	中学生 ①70.1% ②75.5% ③81.3%	A	維持・向上

4 重点テーマにおける「アウトカム指標」の進捗状況

【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

No.	指標	現状値 (令和6年度)	令和7年度		目標値 (令和11年度)
			実績値	進捗状況	
1	子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	37.6%	A	42.5%
2	子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	30.6%	B	42.5%
3	子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	43.9%	A	50.6%
4	子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持てていると思う人の割合	35.9%	34.1%	B	51.6%
5	こどもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	21.0%	A	29.8%
6	親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができると思う人の割合	51.3%	47.0%	B	59.9%
7	「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	24.8%	B	39.4%

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【重点テーマ1】全てのこどものウェルビーイングを支える

<アウトカム指標の進捗>

No.	指標			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段:進捗状況評価					所管課	
		直近の現状値 (R5年度)		目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		R11年度
1	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63.0%		70.0%	74.0%					青少年育成課
					A					
2	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		80.0%	62.7%					青少年育成課
					B					
3	「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標を持っていますか ②自分のことが好きですか ③自分には良いところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上	小学生 中学生 ①86.4% ①70.1% ②83.6% ②75.5% ③84.7% ③81.3%					教育委員会事務局学校経営支援課
					A					

<方向性の進捗>

(1) 他機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワーク

<これまでの主な取組>

1	改正児童福祉法の施行に伴い「こども家庭センター」機能を令和6年度から段階的に設置しており、令和7年度は新たに3区設置し、計6区（鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区、瀬谷区）で運営を開始しました。こども家庭センター機能により、母子保健と児童福祉の一体的支援、当事者ニーズに沿った手厚い相談支援（サポートプランの作成）、地域における子育て支援の基盤作りの機能強化（地域資源のネットワーク化・開拓に関するマネジメント）の体制づくりを推進しています。
2	地域子育て相談機関の設置に向け、地域子育て支援拠点の関係者から意見を伺うなど、現場の声を踏まえながら、相談支援の実施内容や必要な機能の確認を進めるとともに、設置場所等について検討しています。
3	令和7年度は横浜市子育てSOS連絡会（要保護児童対策地域協議会代表者会議）、各区児童虐待防止連絡会（要保護児童対策地域協議会実務者会議）を実施し、産科・小児科・児童精神科等の医師、歯科医師、薬剤師に参加していただき、児童虐待の理解と連携強化を図りました。また、横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議では、中核医療機関と児童相談所や区こども家庭支援課、警察や検察との連携強化を図るとともに、児童精神科部会を新設し、児童精神科医療と行政の連携に関する意見交換、症例検討を行いました。学齢期の支援については、教育委員会と合同で研修を開催し、学校職員、区役所専門職の対応力の強化を図りました。また、各区役所で学校訪問を行い、顔の見える関係による連携を図りました。
4	個別の悩みや困り事を抱えるこども・若者が、自ら相談・支援につながるができる環境の整備に向けて、相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験など、多様な支援を実施してきました。あわせて、来所や電話でつながりにくい若者に対しては、LINE等の身近な手段を活用した相談体制を整備し、アクセスしやすい環境づくりを推進しました。さらに、養育環境に課題のある家庭で育つこどもへの生活・学習支援や、DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもの保護・自立支援、若年層へのアウトリーチにも取り組んでいます。加えて、ヤングケアラーについての正しい理解の促進と地域全体での見守り体制の構築に向け、市民向けの広報啓発や支援者向け研修、年齢に応じた情報発信や啓発イベントの実施、当事者団体への支援などを行うとともに、SNS相談の実施や実態把握の取組を進めてきました。また、複雑化・多様化する課題に対応するため、相談員の専門性向上や人材育成を進めています。
5	地域や関係機関と連携しながら、こどもの安全・安心の確保に向けた施策を推進してきました。 防犯分野では、各区の実情に応じた防犯事業を展開するとともに、民間企業等と連携した「子どもの安全ネットワーク会議」の開催などにより、地域ぐるみの見守り体制の充実を図りました。また、イベントでのこども向け防犯ブースの出展等を通じた広報・啓発により、見守り活動への理解促進を進めています。 交通安全分野では、令和5年度から「子どもの通学路交通安全対策事業」を開始し、「登下校中の児童の交通死亡事故ゼロ」を目標に、データに基づく予防保全型の対策を推進しています。道路・交通政策局と教育委員会事務局が連携し、施設整備等のハード対策と交通安全教育等のソフト対策を一体的に実施しています。また、「交通安全推進校」への重点支援やその成果の全市的な共有により、教職員の意識向上を図っています。 さらに、「よこはま学援隊」による地域活動を通じて、学校と地域の連携を強化し、事故防止や安全・安心な環境づくりに加え、いじめや不登校の早期発見につながる見守り体制の充実を図っています。 このほか、市内学校を対象とした学校安全研修（年3回）の実施や、新小学1年生向けリーフレットの配付により、安全教育・防災対策の推進とこどもの安全意識の醸成に取り組んでいます。

<今後の取組>

1	令和9年度の全区設置に向けて、先行区における実施状況を踏まえ、母子保健と児童福祉の一体的支援については、新たな児童家庭相談システムの構築等により専門職の業務効率化・最適化を進め、支援の質の向上を図ります。また、当事者ニーズに沿った相談支援については、学齢期支援研修等の専門職向け研修の充実により人材育成を推進し、悩みや困り事を抱えるこどもやその家庭が相談・支援につながりやすい環境整備を進めます。さらに、地域における子育て支援の基盤づくりについては、地域資源のネットワーク化を一層推進することで、地域の中での見守りや、こどもたちの安全・安心を守る取組の充実を図ります。
2	令和9年度の全区設置に向け、引き続き地域の実情や課題を踏まえつつ、実施内容の精査を行うとともに、設置場所を含む事業実施のあり方について検討を進めていきます。
3	令和8年度は、引き続き横浜市子育てSOS連絡会、各区児童虐待防止連絡会、横浜市児童虐待防止医療ネットワークの開催、学齢期支援研修や学校訪問を実施することで、関係機関との更なる連携や専門性の高い人材の育成を図り、困難を抱える家庭やこどもへの支援に繋げていきます。
4	引き続き、若者自立支援機関等において、本人の状態に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、LINE等を活用した相談により、来所や電話でつながりにくいこども・若者への支援にも取り組みます。 また、寄り添い型生活支援事業では、事業者向け研修を通じた支援スキルの向上や支援内容の標準化を進めるとともに、令和8年度に根拠法令が児童福祉法へ移行することを踏まえ、長期休業期間中の対応や課外活動の提供、通所が困難な児童の送迎など、支援の充実を図ります。 ヤングケアラーについては、早期発見・把握と適切な支援につなげるための実態調査の充実とともに、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体への支援やSNS相談の実施により負担軽減を図ります。あわせて、市民への広報・啓発を通じて、地域全体でこどもを見守り、支える環境づくりを推進していきます。
5	防犯分野においては、引き続き各区の実情に応じた防犯事業や「子ども安全ネットワーク会議」を実施するとともに、「わくわく!こどもイベント」等での防犯ブース出展を通じて、広報・啓発の充実を図ります。 交通安全分野では、令和8年度も新たな交通安全推進校を選定し、交通事故データやETC2.0ビッグデータ等を活用した見守り活動や安全教育を推進するとともに、取組内容の共有を通じて、全市的な意識の向上を図ります。あわせて、これまでの取組の効果検証を行い、その結果を踏まえた対策の見直しを進めます。さらに、スクールゾーン対策協議会による危険箇所の把握や情報共有、「よこはま学援隊」等による見守り活動についても、引き続き推進します。このほか、学校における安全教育・防災対策の推進を図るため、学校安全研修や児童へのリーフレット配付などによる啓発等、継続して取り組みます。

（２）こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

<これまでの主な取組>

I	未就学期から青少年期まで各ライフステージに応じて、こどもが安心して過ごせる居場所の充実と多様な体験機会の創出に取り組んでいます。 未就学期を中心に、地域子育て支援拠点事業や親と子のつどいの広場事業、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場などを展開し、親子が気軽に交流できる場や育児相談の機会を提供しました。さらに、出張ひろばや公園遊び、学校での乳幼児ふれあい体験など、施設外にも取組を広げることで、地域の身近な場所で安心して過ごせる環境づくりを進めています。 また、地域子育て支援拠点を核として、地域資源やネットワークを活用した取組を通じて、親子が地域の多様な人や場とつながり、「遊びと体験」を通じて安心して育つことができる環境づくりを推進しているほか、横浜子育てサポートシステムの推進により、地域ぐるみで子育てを支える体制の強化にも取り組んでいます。 学齢期においては、家庭と学校の連絡システムや放課後の居場所に関するデジタルサービスの連携を進め、各家庭が必要な情報を円滑に受け取れる環境の整備を図るとともに、放課後の居場所の充実にも取り組んできました。加えて、市内の小学生を対象に、「主体的・対話的で深い学び」や社会参加のきっかけづくりとなる体験機会を提供するため、民間企業や団体、大学、公的機関等の協力のもと、働くことや学ぶことなどをテーマとした夏休み体験学習プログラム「子どもアドベンチャーカレッジ事業」を実施しました。 また、地域主体で運営するプレイパークの支援を通じて、自然体験や自由な遊びの機会を提供し、放課後の居場所の拡充を図るとともに、こども食堂等への補助やネットワーク構築により、地域における多様な居場所づくりを推進してきました。MICE次世代育成事業については、営業活動の強化により実施回数が拡大するとともに、参加者からは「楽しかった」「将来を考えるきっかけとなった」といった声が寄せられるなど、社会や職業への関心を高める体験機会となりました。中高生世代を中心とした青少年については、「青少年の地域活動拠点づくり事業」により、気軽に集い活動できる場の提供や、多世代交流、社会参加・職業体験の機会を創出するなど、成長段階に応じた居場所と体験の充実を図っています。 このほか、トップアスリートによる学校訪問事業などを通じた、次世代を担う子どもたちが気軽にスポーツに親しむ機会や、学校や身近な場所で文化活動に触れる体験機会も提供しました。
---	---

<今後の取組>

I	親子やこどもが身近な地域で安心して過ごせる居場所の充実に向け、親と子のつどいの広場や子育て支援者会場、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場の拡充を図るとともに、出張ひろばなど拠点外の実施も充実させ、利用しやすい環境づくりを進めます。あわせて、地域子育て支援拠点を核として、施設内外における遊びや体験機会の提供や、地域資源・ネットワークを活用した取組を推進し、親子が多様な人や場と出会いながら安心して成長できる環境づくりを進めるとともに、これらの取組を担う人材の育成やスキル向上にも取り組めます。 また、地域主体のプレイパーク活動への支援や出張型の実施、プレイリーダーの確保等により、こどもが自然と触れ合いながら自由に遊べる機会の充実を図るほか、青少年の地域活動拠点づくり事業の推進や、こどもの声を聴く取組の継続により、青少年の主体的な活動を支える環境整備を進めます。 さらに、こども食堂等への支援の充実やネットワークの全区展開により、地域の実情に応じた居場所づくりを推進するとともに、学校の長期休業期間中を含め、こどもが孤立せず安心して過ごせる環境の確保に取り組めます。 加えて、子どもアドベンチャーカレッジやMICE次世代育成事業、こどもアートセンター事業などを通じて、学びや社会参加、文化・スポーツに触れる多様な体験機会を拡充し、こどもや若者の成長を支援します。 このほか、こどもログハウスの環境改善（暑さ対策）を進め、安全・快適に過ごせる施設環境の整備を図ります。
---	---

（３）年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

<これまでの主な取組>

I	集計中
---	----------------

<今後の取組>

I	集計中
---	----------------

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

<アウトカム指標の進捗>

No.	指標	上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段:進捗状況評価							所管課
		直近の現状値 (R6年度)	目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	42.5%	37.6%					企画調整課
				A					
2	子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	42.5%	30.6%					企画調整課
				B					
3	子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	50.6%	43.9%					企画調整課
				A					
4	子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持ていていると思う人の割合	35.9%	51.6%	34.1%					企画調整課
				B					
5	こどもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	29.8%	21.0%					企画調整課
				A					
6	親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができると思う人の割合	51.3%	59.9%	47.0%					企画調整課
				B					
7	「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	39.4%	24.8%					企画調整課
				B					

＜方向性の進捗＞

（１）時間的負担感の軽減

＜これまでの主な取組＞

１	子育て応援アプリ「パマトコ」で子育てに関する手続きのオンライン化を推進し、１２月には出生届をはじめとした出生関連の手続きがすべてオンラインで可能になりました（諸条件あり）。また、子育て世帯向けのイベントや行政情報、子育てが楽しくなるコラムなど多様な情報を集約して発信するほか、こどもの年齢やお住まいの地域などに合わせたプッシュ型の情報提供を行うことで、情報収集や手続きに要する時間的負担感を軽減しています。
２	中学校給食事業について、新たに市内２か所の工場が竣工し、既存の工場とあわせ、給食を供給できる体制を整えたほか、配膳室の整備を順次進めるなどスムーズに全員給食に移行できるよう体制づくりを進めました。
３	長期休業期間中における昼食提供について夏休みに加え、冬休み・春休み(３月)にも実施しました。また、朝の居場所づくり事業を引き続きモデル事業として１０か所（新規８か所）で実施しました。

＜今後の取組＞

１	オンライン化できていない申請について、引き続きパマトコでのオンライン化を推進するほか、アプリ内コンテンツの充実を図ります。また、時間的負担感をより軽減するため、出生関連の手続きをまとめて手続きできる一括申請機能の実装を進めます。
２	中学校給食事業について、全員給食の開始に伴い、今後は、三線構造（経営層、監査、モニタリング）の運用を始め、より安全・安心な給食提供に取り組めます。
３	引き続き、全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象に、長期休業期間中の昼食提供を夏休み・冬休み・春休みに実施し、より多くの方に利用いただけるよう取り組んでいきます。

（２）精神的負担感の軽減

＜これまでの主な取組＞

１	妊娠期から乳幼児期に至るまでの切れ目のない支援として、妊婦健康診査や乳幼児健診の着実な実施に加え、妊婦等包括支援事業や産後母子ケアなどの個別支援の充実を図り、支援を必要とする家庭の早期把握と継続的な支援につなげています。あわせて、相談支援体制の充実や費用助成を一体的に進めることで、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進しています。
２	身近な地域において、主に未就学児とその保護者が交流し、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる場などの充実を図るため、地域子育て支援拠点事業や親と子のつどいの広場事業等を着実に推進しています。令和７年度は、施設外の居場所である「出張ひろば」を新たに３か所で実施するとともに、親と子のつどいの広場については、新たに３団体を選定しました。また、地域ぐるみでの子育て支援の促進に向け、横浜子育てサポートシステムにおいて、提供会員への活動支援や事前打ち合わせに係る費用の補助を引き続き実施するなど、会員の確保に努め、利用拡大に向けた取組を進めています。
３	改正児童福祉法の施行に伴い「こども家庭センター」機能を令和７年度は新たに３区設置し、計６区（鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区、瀬谷区）で運営を開始し、母子保健と児童福祉の一体的支援や地域における子育て支援の基盤作りを推進しています。また、区こども家庭支援課や児童相談所の専門職を対象に、学齢期の相談対応における、学齢期の課題やその対応方法（相談窓口）、関係機関の支援体制を学び、日頃の相談支援と連携方法について理解を深めるための研修を実施しました。
４	保育所等での一時預かりについては、施設数・利用実績ともに増加しており、育児負担の軽減やリフレッシュ目的の利用など、就労以外の幅広い保護者ニーズにも対応しました。また、令和７年度より新たにモデル実施を行った、市庁舎での土日祝日預かりや短時間預かりについては、利用者から非常に高い満足度を得ており、新たな利用ニーズの掘り起こしにもつながっています。こうした取組により、本市における一時預かり施策のさらなる充実を進めました。

＜今後の取組＞

１	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を引き続き推進し、相談支援・訪問支援の充実や関係機関連携の強化により、個々の状況に応じたきめ細かな支援を強化していきます。また、支援の利用促進や早期支援につなげる取組を進め、安心して出産・子育てできる環境づくりを一層推進していきます。
２	親と子のつどいの広場や子育て支援者会場等を拡充するとともに、出張ひろばなどの拠点外の活動も充実させることで、親子が身近な場所で居場所を利用できるよう、引き続き取組を進めていきます。また、地域子育て支援拠点等の地域子育て支援の場に携わるスタッフが多様な課題や相談に対応できるよう、引き続き研修を実施し、スキルアップを図ります。
３	令和９年度の全区設置に向けて、先行区における実施状況を踏まえてガイドラインの改正等を行うとともに、こども家庭センター設置を契機とした専門職の業務効率化・最適化を進め、個別支援や地域支援を強化します。また、こどもやその家庭が抱える多様な課題や相談に対応できるよう、専門職向け研修を充実し、人材育成を推進します。
４	令和８年度は、こどもが楽しめるプログラム付き短時間預かりの実施回数を増やすとともに、イベント主催者による短時間預かりを支援する補助を通年で実施します。また、新たに区庁舎での土日祝日の預かりに取り組むほか、引き続き商業・集客施設等での短時間預かり等を実施し、「安全・安心」と「使いやすさ」を両立した預かりを拡充していくことにより、子育て家庭のゆとりの創出につなげていきます。

（３）経済的負担感の軽減

＜これまでの主な取組＞

１	妊婦のための支援給付、妊婦健康診査や出産費用に対する助成などにより安心して出産ができる環境づくりを推進しています。また、小児医療費助成について、令和８年度の制度拡大（対象年齢を１８歳年度末までに拡大）に向けた方針決定及び各種準備を実施しました。
---	--

＜今後の取組＞

１	引き続き、相談支援体制の充実や経済的負担の軽減に向けた費用助成を一体的に進めることで、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。また、小児医療費助成について、令和８年６月に制度拡大（対象年齢を１８歳年度末までに拡大）を実施します。
---	--

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について ＜令和7年度分＞

【基本施策1】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

＜指標の進捗＞

No.	アウトカム	指標	上段：実績値（※各年度の年度末時点） 下段：進捗状況評価							所管課
			直近の現状値 （R5年度）	目標値 （令和11年度）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	4カ月健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「4か月健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%	78.3%					地域子育て支援課
					A					
2	3歳児健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「3歳児健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%	80.4%					地域子育て支援課
					A					

＜これまでの主な取組＞

1	妊娠期から乳幼児期までの支援として、妊婦健康診査や産前産後支援、訪問事業、乳幼児健診等を着実に実施するとともに、相談支援や費用助成の充実を図っています。また、母子訪問や産後ケアなど個別支援の強化により、支援の利用拡大と早期把握・対応を進めています。
2	市立学校における健康・安全教育の推進のため、医師などを外部講師として学校に招き、授業等を実施しています。
3	周産期救急では8つの連携病院の確保等により、体制の確保および医療機関連携を推進しました。また、小児救急では7つの拠点病院のうち市立を除く5病院への費用助成により、専門医による24時間365日の救急医療体制を確保しました。
4	小児医療費助成に関して、令和8年度の制度拡大（対象年齢を18歳年度末までに拡大）に向けた方針決定及び各種準備を行いました。

＜今後の取組＞

1	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を引き続き推進し、相談支援・訪問支援の充実や関係機関連携の強化により、個々の状況に応じたきめ細かな支援を強化していきます。また、支援の利用促進や早期支援につなげる取組を進め、安心して出産・子育てできる環境づくりを一層推進していきます。
2	引き続き、健康・安全教育の推進のために取り組んでいくとともに、令和8年度は性暴力に関する正しい知識や対処法を学ぶ「いのちの安全教育」での活用が進むよう、予算を拡充し取り組んでいます。
3	引き続き、周産期救急連携病院や小児救急拠点病院の確保および病院への支援を通じ、24時間365日の救急医療体制確保に取り組めます。
4	小児医療費助成に関して、令和8年6月に制度拡大（対象年齢を18歳年度末までに拡大）を実施します。未熟児養育医療について、R8年度にパマトコでの電子申請を開始します。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策1】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

＜主な事業・取組＞													単位：千円		
No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	上段：実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左)：進捗状況評価 (右)：有効性評価								評価理由	R7年度	所管課
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	予算額					
1	思春期保健指導事業	思春期保健指導事業参加者延べ人数	8,266人/年	8,511人/年	8,672人/年								【進捗状況】 参加延べ人数は目標値を上回る水準で推移しております。学校に事業趣旨の理解を促し、実施に向けた個別調整を進めてきた結果、参加者数の増加につながっています。(令和7年度目標値に対する進捗率：103.9%)	2,184	地域子育て支援課
					A	○					【有効性】 参加者全数に対してアンケートを実施しており、参加者が命の大切さや性に関する正しい知識を習得していることが確認されており、こども達の意識の醸成に寄与していると考えます。				
2	不妊・不育相談事業	不妊・不育専門相談件数	27件/年	40件/年	26件/年								【進捗状況】 相談件数は横ばい(令和7年度目標値に対する進捗率：83.0%)で推移しており、事業は安定的に実施されています。また、専門医師や心理士による相談対応を継続的に実施しており、質の高い支援提供が図られています。今後は、支援が必要な方への周知を一層強化していきます。	1,921	地域子育て支援課
					B	○					【有効性】 利用者にとっては、個別性の高い相談内容に対し、専門医師等から助言を得られる機会となっており、アンケート結果の平均満足度は88%と高い水準となっています。				
4	妊娠・出産相談支援事業	にんしんSOSヨコハマ相談件数	583件/年	640件/年	867件/年								【進捗状況】 市内高校や大学、公共施設等において継続的な周知を実施するとともに、LINE相談の導入により、相談しやすい体制の構築に取り組んだ結果、相談件数は目標を上回る水準で推移しています。(令和7年度目標値に対する進捗率：144%)	40,548	地域子育て支援課
					S	※					【有効性】 事業者から区福祉保健センターへの引継ぎの実施状況および引継ぎ後の区の対応を把握することで、専門的支援への継続性を確認しております。また、区への引継ぎを行ったすべてのケースについて状況確認を行い、対象者の課題やニーズに応じた情報提供及び支援を実施していることを把握しており、本事業の有効性は高いと考えます。				
5	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査受診回数	279,828回/年	298,317回/年	271,051回/年								【進捗状況】 母子健康手帳交付時に、安全な出産を迎えるため定期的に妊婦健診を受診するよう案内するなど受診勧奨に取り組んだ結果、概ね計画通りに進んでいます。(令和7年度目標値に対する進捗率：94.8%)	3,039,197	地域子育て支援課
					A	※					【有効性】 出産や子育てに係る経済的な負担感は、当該事業のみでは評価することが難しく、アンケート等の調査は行っておりません。「子育て世代のゆとりに関するアンケート調査」における経済的な負担軽減の回答を施策評価の参考とし、有効性について検証してまいります。				
6	妊婦等包括相談支援事業／妊婦のための支援給付	妊婦等包括相談支援事業における面談等実施回数(※1) ※1 妊娠届け出し時・妊娠後期・出産後の面談やアンケートの実施回数 ※2 前身事業である「伴走型相談支援事業」の実績値	62,074回／年(※2)	81,360回/年	59,299回/年								【進捗状況】 対象者数の減少により面談件数は減少しているが、実施率は高い水準で維持されており、ニーズや困りごとの把握をもとに個別的な相談援助を行うことができています。さらに、必要に応じて専門職による継続的な支援につながっており、相談を受ける体制も維持しています。	2,027,981	地域子育て支援課
					B	○					【有効性】 面談実施率やアンケート回答率、継続支援につながった件数等により、支援が必要な対象者を早期に把握し、継続的な支援につなげていることを確認しており、有効性は高いと考えます。				
7	出産費用助成事業	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 当該助成金は、妊娠届や出生に係る手続きの区役所での案内やパマトコによりプッシュ型の通知により、適切に周知が図られており、申請により支給要件を満たす方へ迅速に支給を行っていることから、概ね計画通りに進んでいると評価できます。	1,913,724	地域子育て支援課
					A	※					【有効性】 出産や子育てに係る経済的な負担感は、当該事業のみでは評価することが難しく、アンケート等の調査は行っておりません。「子育て世代のゆとりに関するアンケート調査」における経済的な負担軽減の回答を施策評価の参考とし、有効性について検証してまいります。				
8	妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	—	—	(推進)	実施								【進捗状況】 妊産婦・乳幼児の災害時の対応についての市民向けガイドラインを作成・配布しました。 親子のための防災ハンドブック：7,535件(配付及びダウンロード件数) 災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン：1,017件(ダウンロード件数) 妊産婦・乳児を対象とした母子専用型福祉避難所を1か所確保し、避難環境の向上に取り組みました。(鶴見区)	6,600	こども家庭課
					S	※					【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていませんが、イベント等での配布において当事者からの関心の高さが伺えます。				
9	母子訪問指導事業	第1子への訪問率	91.4%	92.7%	92.6%								【進捗状況】 妊娠期から本事業の周知を図り訪問の必要性への理解を促すとともに、出産後の不安が大きい時期に早期訪問を実施し相談・支援につなげた結果、訪問率は微増し、92.6%と高水準を維持している。	42,934	地域子育て支援課
					A	○					【有効性】 訪問時の相談への助言や保護者の理解状況、支援後の育児不安の軽減状況を把握した結果、育児不安の軽減や必要な支援への早期接続につながっていることが確認でき、有効性は高いものと考えます。				

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策1】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

＜主な事業・取組＞												単位：千円				
No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	上段：実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左)：進捗状況評価 (右)：有効性評価								評価理由	R7年度	所管課	
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	予算額						
10	こんにちは赤ちゃん訪問事業	①訪問件数	22,564件/年	23,567件/年	21,407件/年								【進捗状況】 対象者数の減少に伴い訪問件数は減少していますが、経済的支援施策と一体的に本事業を実施することで、対象家庭との接点確保が図られ、その結果として高い訪問率の維持につながっています。 【有効性】 すべての対象者に対し、訪問員による子育てに関する情報提供を実施することで、保護者が地域の身近な子育て支援の場を知り、利用につながるきっかけづくりに寄与しています。 また、訪問後には4か月健康診査において、相談先をどの程度把握しているか等を確認することで、訪問による情報提供の定着状況や支援の状況を把握しています。	125,560	地域子育て支援課	
					A	○										
		②訪問率	98.3%	100.0%	98.1%											【進捗状況】 対象者数の減少に伴い訪問件数は減少していますが、経済的支援施策と一体的に本事業を実施することで、対象家庭との接点確保が図られ、その結果として高い訪問率の維持につながっています。 【有効性】 すべての対象者に対し、訪問員による子育てに関する情報提供を実施することで、保護者が地域の身近な子育て支援の場を知り、利用につながるきっかけづくりに寄与しています。 また、訪問後には4か月健康診査において、相談先をどの程度把握しているか等を確認することで、訪問による情報提供の定着状況や支援の状況を把握しています。
					A	○										
11	産後母子ケア事業	①訪問型実利用者数	1,097人/年	2,256人/年	2,809人/年								【進捗状況】 令和7年度から訪問型の対象期間を産後「4か月未満」から「1年未満」に拡充したことなどにより、計画以上の進捗となっています。 【有効性】 利用者アンケートにおいて「育児不安が解消された方」の割合が95%であり、産後初期の不安軽減に寄与しています。	283,543	地域子育て支援課	
					S	○										
		②訪問型延べ利用回数	2,000回	4,286回	4,793回/年											【進捗状況】 令和7年度から訪問型の対象期間を産後「4か月未満」から「1年未満」に拡充したことなどにより、計画以上の進捗となっています。 【有効性】 利用者アンケートにおいて「育児不安が解消された方」の割合が95%であり、産後初期の不安軽減に寄与しています。
					S	○										
12	産前産後ヘルパー派遣事業	産前産後ヘルパー派遣世帯数	1,383世帯/年	1,860世帯/年	1,714世帯/年								【進捗状況】 令和7年度目標に対して111%であり、制度が適切に周知され支援につながっているものと評価できます。 【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていませんが、区役所で実施する面談により、申請者の家事育児の状況について適切に把握することにより、支援が必要な家庭に対してヘルパーの派遣を行うことができたものと評価します。	74953	地域子育て支援課	
					A	※										
13	産婦健康診査事業	1カ月健診の受診率	87.2%	90.0%	88.8%								【進捗状況】 母子健康手帳交付時に、安全な出産を迎えるため定期的に産婦健診を受診するよう案内するなど受診勧奨に取り組んだ結果、概ね計画通りに進んでいます。(令和7年度目標値に対する進捗率：100.8%) 【有効性】 産婦健康診査時(R7：19,496件)に必ず心の健康アンケートを実施することで支援が必要な方を把握し、区福祉保健センター等にて継続的に支援につなげています。	199,542	地域子育て支援課	
					A	○										
14	産後うつの早期支援に向けたネットワーク構築	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 メンタルヘルス連絡会を実施し、医療機関や区福祉保健センター等の支援の現状及び課題を共有し、連携の必要性を再確認する場となった。 【有効性】 ネットワークの効果を短期的に評価することは難しくなじまないが、産後うつの早期発見・早期支援の重要性や、関係機関の連携による切れ目のない支援の必要性について共通理解が深まり、連携促進につながった。	6,899	地域子育て支援課	
					A	※										
15	乳幼児健康診査事業等	区福祉保健センター乳幼児健康診査受診率 ①4か月児健診	97.2%	97.2%	96.9%								【進捗状況】 妊娠期からの周知や対象者への個別通知を継続的に実施し、健診の重要性の認識向上に努めてきたことで、保護者の理解が進み高い受診率の維持につながっているとともに、子どもの成長発達の確認や相談に対するニーズの高さから、高い受診率で推移しているものと考える。も、受診行動を後押ししていると考えます。(令和7年度目標値に対する進捗率：99.7%) 【有効性】 健診受診者に対して、健診時に成長の見通しや育児不安の確認を行うとともに、健診未受診者に対しても個別に状況を把握するなど、全数支援を確実にやっていることから有効性が高いと判断している。	929,369	地域子育て支援課	
					A	○										
		区福祉保健センター乳幼児健康診査受診率 ②1歳6か月児健診	96.2%	96.7%	96.2%											【進捗状況】 妊娠期からの周知や対象者への個別通知を継続的に実施し、健診の重要性の認識向上に努めてきたことで、保護者の理解が進み高い受診率の維持につながっているとともに、子どもの成長発達の確認や相談に対するニーズの高さから、高い受診率で推移しているものと考える。も、受診行動を後押ししているものと考えます。(令和7年度目標値に対する進捗率：99.8%) 【有効性】 健診受診者に対して、健診時に成長の見通しや育児不安の確認を行うとともに、健診未受診者に対しても個別に状況を把握するなど、全数支援を確実にやっていることから有効性が高いと判断している。
					A	○										
		区福祉保健センター乳幼児健康診査受診率 ③3歳児健診	96.2%	97.0%	97.1%											【進捗状況】 妊娠期からの周知や対象者への個別通知を継続的に実施し、健診の重要性の認識向上に努めてきたことで、保護者の理解が進み高い受診率の維持につながっているとともに、子どもの成長発達の確認や相談に対するニーズの高さから、高い受診率で推移しているものと考える。も、受診行動を後押ししているものと考えます。(令和7年度目標値に対する進捗率：101%) 【有効性】 健診受診者に対して、健診時に成長の見通しや育児不安の確認を行うとともに、健診未受診者に対しても個別に状況を把握するなど、全数支援を確実にやっていることから有効性が高いと判断している。
					A	○										

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策1】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

＜主な事業・取組＞												単位：千円						
No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	上段：実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左)：進捗状況評価(右)：有効性評価					評価理由	R7年度	所管課						
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		予算額							
16	歯科健康診査事業	①妊婦歯科健康診査受診率	43.6%	50.0%	47.1%						【進捗状況】 母子健康手帳交付時の面接等で家族の歯と口腔の健康に関する普及啓発を行うとともに、産科医療機関での啓発リーフレットの配架、パマトコ利用者への受診勧奨メッセージ配信等の積極的な啓発活動の実施により、受診率増加につながったと考えます。(令和7年度目標値に対する進捗率：103.0%) 【有効性】 受診率が45.8%(R6)から47.1%へ上昇しており、妊婦への啓発による受診行動の促進効果が一定程度認められます。さらに、健診結果および健診受診券の問診項目から課題解決への貢献度や利用者・対象者の行動変容を評価しました。「う蝕罹患率」と「歯肉に炎症のある者」の割合は減少傾向にあり、「定期的に歯科健診を受けている人」の割合は増加傾向にあることから、歯・口腔の健康意識の向上に寄与していると考えます。	173,043	地域子育て支援課					
					A	○												
		②3歳児でむし歯のない者の割合	94.8%	95.0%以上	95.7%									【進捗状況】 3歳児健診や乳幼児歯科相談でこどもの歯や口腔ケア等の保健指導を行うとともに、パマトコ利用者へ歯科保健に関して配信するなど、積極的な啓発に取り組んだことで3歳でむし歯のないこどもの割合の増加につながったと考えます。(令和7年度目標値に対する進捗率：100.9%) 【有効性】 健診結果から「3歳児でむし歯のない者」の割合は年々増加傾向にあり、歯・口腔の健康への関心や意識の向上に寄与していると考えます。				
					A	○												
		③3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	1%	0%	1%										【進捗状況】 1歳6か月児健診で、むし歯のリスクがある児を対象に、事後指導の歯科教室・健診等で継続的な口腔ケアの支援や歯科保健指導を行うことで3歳で4本以上のむし歯があるこどもの割合は、令和7年度の目標値に対して94.5%の進捗率となっています。 【有効性】 健診結果から「3歳児で4本以上のむし歯を有する者」の割合について、進捗率は94.5%で該当者数は令和5年度に比べて減少していることから歯・口腔の健康への関心や意識の向上に寄与していると考えられます。			
					A	○												
17	育児支援家庭訪問事業	①育児支援家庭訪問世帯数	383世帯/年	407世帯/年	308世帯/年						【進捗状況】 訪問世帯数は目標に対する進捗率75.8%であり目標達成には至りませんでした。一方、本事業は、要支援家庭等の「支援の必要性」に基づき訪問を行うため、適切な判断のもと自立支援を行うことができた結果、訪問世帯の増加に至らなかったものと考えます。 【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていませんが、本事業は区役所が支援の必要性を把握した世帯に対し、養育状況の確認を踏まえ、支援の要否や継続の必要性を適切に判断した上で実施している。そのため、支援を要する世帯へ適切に介入できている点から、有効性は高いと考えられる。	194,800	地域子育て支援課					
					B	※												
		②育児支援ヘルパー派遣回数	2,216回/年	2,240回/年	1,686回/年									【進捗状況】 派遣先の世帯数または派遣回数の減少により、当初の見込み数を下回っているものの、本事業は区役所が支援の必要性を把握している世帯に寄り添い、面談等を通じて養育状況を把握し、支援の要否や継続の必要性を適切に判断した上で実施している。(令和7年度目標値に対する進捗率：75.8%) 【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていませんが、本事業は区役所が支援の必要性を把握している世帯に寄り添い、面談等を通じて養育状況を把握し、支援の要否や継続の必要性を適切に判断した上で実施していることから、有効性が高いと考える。				
					B	※												
		18	妊産婦・こどもの健康相談事業	妊産婦・こどもの健康相談延べ利用件数	1,453件／年 (港北区モデル事業) 対象：妊産婦及び0歳児	約27,000件／年 対象：妊産婦及び未就学児	14,582件/年										117,986	R8年度～企画調整課 地域子育て支援課
							B	○										
19	産科・周産期医療の充実	産科拠点病院数	3施設	3施設	3施設						【地域医療課】 39,729 【救急・災害医療課】 10,000	医療局地域医療課、 救急・災害医療課						
					A	○												
		周産期救急連携病院数	8施設	8施設	8施設								【進捗状況】 引き続き8施設が周産期救急連携病院として本市の周産期医療体制を確保している。 【有効性】 産科拠点病院の令和7年度実績報告にて、本市の産婦人科医療の充実、産婦人科医師の負担軽減を図るため、産婦人科医師の体制確保、当直体制の確保や、ハイリスク妊婦の積極的受入に努めていることが確認できている。					
					A	○												
20	小児救急拠点病院事業	小児救急拠点病院事業	7施設	7施設	7施設						200,000	医療局救急・災害医療課						
					A	○												
21	小児医療費助成事業	－	(実施)	(推進)	実施						15,762,681	健康福祉局医療援助課						
					A	※												
22	養育医療事業	－	(実施)	(推進)	実施						209,137	健康福祉局医療援助課						
					A	※												

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策2】 地域における子育て支援の充実

<指標の進捗>

No.	アウトカム	指標	上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段:進捗状況評価							所管課
			直近の現状値 (R5年度)	目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	親子の居場所の利用を通じて、つながりをつくったり、情報が得られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去利用していた」と回答した割合	50.6%	57.0%【令和10年度】	(56,834人)※1					地域子育て支援課
			(53,654人)※1		A					
2	子育てについて不安に感じる方が減少する	「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55.0%【令和10年度】	(30.6%)※2					地域子育て支援課
			(32.1%)※2		B					
3	子育て家庭が地域に見守られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55.0%【令和10年度】	(47%)※3					地域子育て支援課
			(51.3%)※3		B					

※ 基本施策2における指標は、5年に1度実施する「利用ニーズ把握のための調査」の回答結果を基に設定しているため、該当年度（令和10年度）以外は、以下の類似指標をもとに進捗状況を評価しています。

※1 「親子の居場所における利用者数」を地域子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）量の見込み（61,773人/月）の数字と比較し評価

※2 「子育て世代向けの意識調査」における「子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合」で評価

※3 「子育て世代向けの意識調査」における「親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができていると思う人の割合」で評価

<これまでの主な取組>

1	身近な地域において、主に未就学児とその保護者が交流し、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる場などの充実を図るため、地域子育て支援拠点事業や親と子のつどいの広場事業等を着実に推進しています。令和7年度は、施設外の居場所である「出張ひろば」を新たに3か所で実施するとともに、親と子のつどいの広場については、新たに3団体を選定しました。また、地域ぐるみでの子育て支援の促進に向け、横浜子育てサポートシステムにおいて、提供会員への活動支援や事前打ち合わせに係る費用の補助を引き続き実施するなど、会員の確保に努め、利用拡大に向けた取組を進めています。
2	改正児童福祉法の施行に伴い「こども家庭センター」機能を令和7年度は新たに3区設置し、計6区（鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区、瀬谷区）で運営を開始し、母子保健と児童福祉の一体的支援や地域における子育て支援の基盤作りを推進しています。また、区こども家庭支援課や児童相談所の専門職を対象に、学齢期の相談対応における、学齢期の課題やその対応方法（相談窓口）、関係機関の支援体制を学び、日頃の相談支援と連携方法について理解を深めるための研修を全4回実施しました。
3	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場を市内96か所で実施し、親子の交流の場などを提供するとともに、育児に関する講座等を行いました。
4	パマトコと家庭と学校の連絡システム「すぐーる」や放課後e-場所システムなどの学齢期対象のシステムをシームレスに利用できる環境を整え、学齢期のお子さんがある世帯の利便性が向上しました。また、妊娠週数やこどもの年齢など利用者の属性に合わせた情報を自動配信する機能を実装し、タイムリーな情報を確実に届けることが可能となりました。各区局や地域子育て支援拠点が積極的にパマトコから情報発信するよう推進し、利用者が居住地や好みに合致した情報を得られる環境を整えました。

<今後の取組>

1	親と子のつどいの広場や子育て支援者会場等を拡充するとともに、出張ひろばなどの拠点外の活動も充実させることで、親子が身近な場所で居場所を利用できるよう、引き続き取組を進めていきます。また、地域子育て支援拠点等の地域子育て支援の場に携わるスタッフが多様な課題や相談に対応できるよう、引き続き研修を実施し、スキルアップを図ります。
2	令和9年度の全区設置に向けて、先行区における実施状況を踏まえてガイドラインの改正等を行うとともに、こども家庭センター設置を契機とした専門職の業務効率化・最適化を進め、個別支援や地域支援を強化します。また、こどもやその家庭が抱える多様な課題や相談に対応できるよう、専門職向け研修を充実し、人材育成を推進します。さらに、各区のこども家庭センターが中心となり、専門機関や地域資源同士の恒常的なつながりをより一層充実できるよう、地域資源間のネットワーク化の促進に取り組んでいきます。
3	親子が身近な場所で居場所を利用できるよう、保育所子育てひろばや幼稚園はまっ子広場の拡充に向け、各園に事業目的や実施内容等を周知し、新規開設を促進します。
4	オンライン化できていない申請について、引き続きパマトコでのオンライン化を推進するほか、アプリ内コンテンツの充実を図ります。また、時間的負担感をより軽減するため、出生関連の手続きをまとめて手続きできる一括申請機能の実装を進めます。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策2】地域における子育て支援の充実

主な事業・取組＞												単位：千円				
No.	事業・取組名	想定事業量			上段：実績値（※各年度の年度末時点） 下段（左）：進捗状況評価（右）：有効性評価										R7年度	所管課
					評価理由											
			直近の現状値 （令和5年度）	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		予算額	
1	地域子育て支援拠点事業	①実施か所数	26か所	28か所	28か所										1,166,767	地域子育て支援課
					A	※										
		②施設外での居場所の実施か所数	3か所	18か所	6か所											
A	※															
2	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	実施か所数	26か所	28か所	28か所										174,412	地域子育て支援課
					A	※										
3	地区センターにおける親子が集う身近な場の創出	—	（実施）	（推進）	実施										3,000	市民局地域施設課
					A	○										
4	地域子育て相談機関の設置	実施か所数	—	28か所	—										184,000	地域子育て支援課
					A	※										
5	親と子のつどいの広場事業	実施か所数	74か所	87か所	78か所										706,681	地域子育て支援課
					A	※										
7	子育て支援者事業	会場数	177会場	190会場	179会場										76,692	地域子育て支援課
					A	※										
8	未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供	—	（実施）	（推進）	実施										—	地域子育て支援課
					A	※										

No.	事業・取組名	想定事業量			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価(右):有効性評価										評価理由	R7年度	所管課
					直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度			R11年度	
9	体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの育成	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 地域子育て支援の場(地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等)のスタッフを対象に、経験年数や施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを計4回実施し、延べ145人が参加するなど、子育て支援に必要な知識・技術の向上を図りました。	3,500	地域子育て支援課
					A	○									【有効性】 参加者アンケートの結果、研修プログラムに対する評価は、いずれの回においても「良い」「やや良い」と回答した割合が9割以上を占めており、高い満足度が得られました。また、参加者からは「様々な視点や意見を聞くことで、利用者対応に活かせる気付きが得られた」「講義を通じて政策や制度、子育て家庭の状況など、拠点運営に必要な視点について再確認することができた」といった声が寄せられ、子育て支援に必要な知識・技術の向上に寄与しました。		
10	子育て応援アプリ「バマトコ」	対象となるこどもの年齢	未就学児まで 【令和6年度】	中学生まで	中学生まで										【進捗状況】 令和8年2月よりすぐる、放課後e-場所システムとの連携を開始し、対象を学齢期まで拡充しました。	450,000	企画調整課
					A	○									【有効性】 月1回以上ログインしているアクティブユーザー数は、学齢期拡充前は平均33,209人/月でしたが拡充後は平均39,958人/月と増加していることから、学齢期の保護者が日常的に使っていると考えられ、有効性は高いと考えます。		
11	横浜子育てサポートシステム	延べ利用者数	66,619人/年	87,730人/年	77,311人/年										【進捗状況】 利用者は増加し、進捗率も100%(R7年度想定値:75,585人)を超えていることから、計画どおりに進んでいます。	522,299	地域子育て支援課
					A	※									【有効性】 全市共通のアンケート等の客観的な根拠による評価は図れていませんが、本事業は会員相互の援助活動により、預かりや送迎等のニーズに対応し、子育て家庭の負担軽減、地域での支え合いの促進に資する事業であり、有効性は高いものと考えられます。		
12	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	新規協賛店舗数(5年間累計)	126件	750件(累計)	364件(累計)										【進捗状況】 市内に複数店舗を有する事業者から協賛登録があり、例年よりも大幅に新規規協賛店舗を獲得できており、当初の計画を上回っています。	8,074	R8年度～企画調整課 地域子育て支援課
					S										【有効性】 令和7年度に実施した利用者アンケートにおいて、「ハマハグを知っている」と回答した割合は63.0%となりました。これは令和6年度と比較して8.3ポイントの増加であり、一定の認知度向上が見られます。一方で、依然として約4割の利用者に認知されていない状況にあることから、今後もさらなる周知・広報の強化を図る必要があります。		
13	こども家庭センター機能の設置	実施か所数	3か所 【令和6年度】	18か所	6か所										【進捗状況】 令和7年度は新たに3区にこども家庭センター機能を設置し、全区設置に向けて準備を進めており、地域における子育て支援の基盤づくりに取り組んでいる。(令和7年度目標値に対する進捗率(こども家庭センター設置数):100%)	129,743	こども家庭課
					A	※									【有効性】 こども家庭センター機能の設置により、対象者が新たに地域の居場所につながる事例が見られるなど、地域資源の開拓や地域支援団体との連携が促進されている。		
14	子育てタクシー普及促進事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 神奈川県タクシー協会横浜支部及び全国子育てタクシー協会と協力し、全国子育てタクシー協会への加入促進及び子育てタクシー運転手の養成講座を実施し、加盟事業者は8事業者、子育てタクシー運転手を363名新たに、増やしました。市内において、子育てタクシーの利用エリアの拡大を行い、サービス提供エリアが市内全区に拡大しました。	10,000	企画調整課
					A	※									【有効性】 市内全区でサービス提供が可能となり、実施事業者及び子育てタクシー運転手が倍増したことにより、利用希望者にとって、利用しやすい環境が整って来ています。一方で、利用者の声については、把握ができていないため、タクシー協会等と連携し、アンケートを実施するなど、利用者の声を把握していきます。		

【基本施策3】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

＜主な事業・取組＞												単位：千円			
No.	事業・取組名	想定事業量			上段：実績値（※各年度の年度末時点） 下段（左）：進捗状況評価（右）：有効性評価								評価理由	R7年度	所管課
					直近の現状値 （令和5年度）	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度			R10年度	
9	保育・教育施設等における障害のあるこどもの受入れ推進	—	（実施）	（推進）	実施								【進捗状況】 個別に支援を必要とする児童を受け入れている園数が増加している。（R6：876施設 R7：877施設） 【有効性】 個別に支援を必要とする児童の入所人数は令和7年4月1日現在で3,137人と、保育所等での集団生活を送ることができている。	●民間園への補助 8,443,081 ●市立園への加配 1,478,989 ●研修の実施 1,021	保育・教育支援課 保育・教育運営課 保育・教育認定課
					A	※									
10	保育・教育施設等における医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進	医療的ケア児サポート保育園 認定園数	12園	拡充	34園								【進捗状況】 4月1日付認定に加えて3月1日付認定を実施したことで、令和7年度中は新たに14園を認定することができた。 【有効性】 令和8年4月入所においては、医療的ケア児の待機児童数は0であり、新たに保育所等を利用する児童及び地域型保育事業から保育所等への進級をする児童について、体調面から入所を見送った児童を除き、全ての児童について入所決定することができた。	●民間園への補助 505,724 ●市立園への加配 271,649 ●研修の実施 619	保育・教育支援課 保育・教育運営課
					A	○									

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策4】学齢期からの青年期までのこども・若者の育成施策の推進

<主な事業・取組>

単位:千円

No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価										評価理由	R7年度	所管課
					R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度			予算額	
2	放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 配慮を必要とする児童の受入れの促進につながるよう、障害児受入れに係る職員加配補助や、障害の理解促進のための研修の実施、特別支援学校校長OB等の巡回相談員による相談・助言など、受入れ支援の充実に取り組んだ。 【有効性】 受入れ支援の充実に取り組むことで、障害のあるこどもや、医療的ケアを必要とするこどもが、安全安心に過ごせる環境整備が進み、556クラブ中487クラブ(約88%)で障害のあるこどもが利用している状況があるため、有効性は高いと考えられる。	3,002,989 (一部)	放課後児童育成課
					A	○											
13	大規模文化イベントによるにぎわい創出事業 (旧:横浜トリエンナーレ事業)	アートワークショップの参加者数	17,864人/イベント	18,000人/イベント	—										【進捗状況】 令和9年度開催にむけて準備中 【有効性】 令和9年度開催のため、評価対象がないため	51,367	にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課
						※											
17	思春期保健指導事業 (基本施策1の再掲)	思春期保健指導事業参加者延べ人数	8,266人/年	8,511人/年	6,693/年										【進捗状況】 参加延べ人数は令和5年度と比較して減少(令和7年度目標値に対する進捗率:80.2%)していますが、実施回数は増加しており、クラス当たりの児童数の減少が延べ人数に影響しているものと考えます。学校に事業趣旨の理解を促し、実施に向けた個別調整を進めてきた結果、実施機会の拡大につながっています。 【有効性】 参加者全数に対してアンケートを実施しており、参加者が命の大切さや性に関する正しい知識を習得していることが確認されており、こども達の意識の醸成に寄与していると考えます。	2,184	地域子育て支援課
					B	○											

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について ＜令和7年度分＞

【基本施策5】 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

＜指標の進捗＞

No.	アウトカム	指標	上段：実績値（※各年度の年度末時点） 下段：進捗状況評価							所管課
			直近の現状値 （R5年度）	目標値 （令和11年度）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	地域療育センターと保育所等の地域の関係機関との連携が図れている	地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496回	3,500回	2,484回					障害児福祉保健課
					B					
2	保育所等に通う医療的ケア児への支援力が強化され、医療的ケア児が安心して通園できる	保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%	89.9%					障害児福祉保健課
					B					

＜これまでの主な取組＞

1	地域療育センターでは保護者の悩みや不安に速やかに寄り添い支援できるよう、利用の流れ等を見直すとともに、心理職等専門職による面接（相談対応）の実施や「ひろば事業」をすべてのセンターで実施するなど、初期支援の充実に取り組みました。 令和7年度に実施したひろば事業利用者へのアンケート結果では、ひろば事業を利用したことにより不安や悩みが解消されたなど、97%の保護者が満足したと回答しています。
2	療育訓練や余暇支援等を提供する児童発達支援事業所は325か所、放課後等デイサービス事業所は542か所となり、障害児の支援体制が拡充されました。また、事業所に対して運営指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に取り組みました。 加えて、障害児相談支援推進補助事業を実施し、障害児相談支援体制の強化に取り組みました。
3	障害児入所施設において、児童相談所、区役所、学校、こども青少年局などの関係者で地域移行カンファレンスを実施し、本人や支援者の意向を踏まえた地域移行を推進し、市内入所施設での過齢児は0人となっています。
4	医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するため、市内6拠点に「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」を配置し、多分野にわたる支援を総合的に調整する体制を整備するとともに、事例検討や研修を通じてコーディネート力の向上を図りました。受入れ体制の充実に向けては、「支援者養成研修」を実施し、支援人材の育成を行いました。 また、保育所等における医療的ケア児の安全な受入れを推進するため、コーディネーターによる受入れに向けたサポートや、看護師・園長を対象とした研修を実施するとともに、令和7年度から新たに障害児通所支援事業所の看護師向けの研修を開始しました。 メディカルショートステイ事業については、新たに参画した協力医療機関に対して受入れに向けた研修等を実施し、受入れを開始しました。その他、協力医療機関との会議による情報共有・意見交換を行いました。 さらに、協力医療機関のスタッフを対象に、重症心身障害児・者や高度な医療的ケア児・者の在宅生活への理解促進を目的とした研修や施設見学を実施しました。 加えて、令和7年度には、医療的ケア児・者の家族の介護負担軽減を目的に訪問看護師を自宅に派遣する「横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業」をモデル実施しました。
5	障害児入所施設に入所する児童の地域移行に関して、児童の意見を聴きながら意思決定支援を行っています。また、令和7年度は障害施策の現状や今後の目標を検討するため、障害のある中高校生計4名の当事者の方から意見を聴く取り組みを行いました。
6	地域療育センターの職員や、特別支援学校・通級指導教室の教員等、療育や特別支援教育に専門性を有する職員・教員が、学校を訪問して児童生徒への指導・支援についての助言等を行う「横浜型センター的機能」の実施により、療育と教育の連携及び教員の特別支援教育の専門性の向上を図り、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の実践に向け取り組みました。
7	小児がん連携病院に対して、チャイルドライフスペシャリスト等の専門資格者による小児がん患者及びその家族の心のケアを行う体制確保に関する費用として、補助を実施しました。
8	小児慢性特定疾病の児童の医療費の自己負担分を補助しました。また、自立支援をテーマとした地域協議会を開催するとともに、小児慢性特定疾病の「児童や家族同士の相互交流」と「きょうだい児支援」に関する取組を実施しました。
9	市民の障害理解の促進について、世界自閉症啓発デーの普及啓発イベントや障害者週間におけるイベントなど、幅広い市民への障害理解普及啓発に取り組みました。

< 今後の取組 >

1	地域療育センターでは地域の中核機関として行っている巡回訪問について、保育所、幼稚園、小学校等に加え、地域の児童発達支援事業所等へ試行的に実施しています。地域全体のインクルージョンの推進を図るとともに、地域全体の支援力の向上に取り組めます。
2	事業所数、利用者数の増加が進む放課後等デイサービス及び児童発達支援については、障害児支援に関する研修、虐待防止研修の実施など支援の質の向上に向けた取組を進めていきます。
3	障害児入所施設において引き続き、関係機関等との連携を強め、地域移行カンファレンスなどを通じて、本人や支援者の意向を踏まえた地域移行を推進します。
4	引き続き支援者の養成や保育所及び障害児通所支援事業所の看護師等に対する研修の実施を通して、医療的ケア児・者等の地域での安全な受入れ体制の充実を目指します。また、メディカルショートステイ事業やレスパイト事業などを通して、家族の負担軽減に引き続き取り組めます。
5	障害のあるこどもの意見を聞く取組について、言語的な意見・意向の表明が困難な場合やこども本人の障害受容の程度も念頭に置きながら、その実施手法等の検討を進めていきます。
6	引き続き、横浜型センター的機能の活用を図り、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の実践に取り組めます。また、令和8年度は、新たに小・中・高等学校向けの横浜型センター的機能推進連絡会を開催し周知を行うなど、活用に向け一層取り組んでいきます。
7	チャイルドライフスペシャリストなどの配置に対する、小児がん連携病院への補助を引き続きおこなっていきます。
8	令和6年度に実施した実態把握調査の結果や、令和7年度に実施した地域協議会での意見を踏まえ、児童の療養生活や自立の支援を目的として、慢性的な疾病の特徴や生活上の配慮の啓発など、疾病の理解を促進する取組を実施します。
9	育成医療について、令和8年度にパマトコでの電子申請（新規申請・変更申請・治療用装具の償還払い）を開始します。
10	引き続き、障害者週間を契機とした市民への障害理解普及啓発を実施していきます。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策5】障害児・医療的ケア児等への支援の充実

<主な事業・取組>

単位:千円

No.	事業・取組名	想定事業量			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価								評価理由	R7年度	所管課
			直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		
1	地域療育センター運営事業	巡回訪問実施回数	2,496回	3,500回	2,484回								【進捗状況】 巡回訪問について、1回あたりの対応児童数が増加したことにより、訪問回数が頭打ちの状態となっていると考えられます。(令和7年度目標値に対する進捗率:88%) また、保育所、幼稚園等に加え、地域の児童発達支援事業所等への巡回訪問を試行的に実施するため一部センターにソーシャルワーカーを増員しました。 【有効性】 利用した保育園等から「個別の状況に応じた具体的なアドバイスを得ることができた」「子どもの理解に役立った」として、継続して巡回訪問要望を受けるとともに、支援力の向上につながっています。	4,040,577	障害児福祉保健課
					B	○									
2	保育・教育施設等における障害のあるこどもの受入れ推進 (基本施策3の再掲)	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 個別に支援を必要とする児童を受け入れている園数が増加している。(R6:876施設 R7:877施設) 【有効性】 個別に支援を必要とする児童の入所人数は令和7年4月1日現在で3,137人と、保育所等での集団生活を送ることができている。	●民間園への補助 8,443,081 ●市立園への加配 1,478,989 ●研修の実施 1,021	保育・教育支援課 保育・教育運営課 保育・教育認定課
					A	※									
3	放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進 (基本施策4の再掲)	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 配慮を必要とする児童の受入れの促進につながるよう、障害児受入れに係る職員加配補助や、障害の理解促進のための研修の実施、特別支援学校校長OB等の巡回相談員による相談・助言など、受入れ支援の充実に取り組んだ。 【有効性】 受入れ支援の充実に取り組むことで、障害のあるこどもや、医療的ケアを必要とするこどもが、安全安心に過ごせる環境整備が進み、556クラブ中487クラブ(約88%)で障害のあるこどもが利用している状況があるため、有効性は高いと考えられる。	3,002,989 (一部)	放課後児童育成課
					A	○									
4	障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進	障害児相談支援事業所数	119か所	220か所	123か所								【進捗状況】 事業所の新規開設が進む一方で、人材不足等を理由とする既存事業所の廃止等により、当初計画より若干遅れていますが、補助金の周知・活用の推進、および指定前面談や集団指導での障害児通所支援事業と障害児相談支援事業の併設に関する説明や働きかけにより、障害児相談支援事業所数は増加しています。(令和7年度目標値に対する進捗率:80.6%) 【有効性】 障害児支援利用計画の作成、定期的なモニタリングおよび担当者会議の実施による適切な支援につながることでできています。(障害児相談支援利用児童数:3,877人)	6,000	障害児福祉保健課
					B										
6	療育と教育の連携強化等による学齢期の障害児支援の充実	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 地域療育センターや、特別支援学校・通級指導教室等の専門性を有する職員・教員が、学校を訪問し指導・支援について助言等を行う「横浜型センターの機能」の実施により、療育と教育の連携と教員の特別支援教育の専門性の向上を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の実践に向け取り組みました。 また、スクールソーシャルワーカーを対象とした研修において学齢後期支援事業の概要や施設見学受け入れについて周知し、事業の理解を広げるとともに学校との連携体制を推進しました。 【有効性】 アンケート、インタビュー、調査等により、客観的な評価確認を実施していないため。	234,509	障害児福祉保健課 教育委員会事務局特別支援教育課 特別支援教育相談課
					A	※									
7	障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上	①主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	10か所	18か所	15か所								【進捗状況】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備を進めるため令和7年度は補助金メニューの拡充を実施しました。(令和7年度目標値に対する進捗率:118%) 【有効性】 補助金を活用した新規事業所が開所した経緯もあり主として重症心身障害児を対象とした事業所数、定員数が増加しています。(令和5年度から令和7年度にかけて5事業所増加)	17,100	障害児福祉保健課
					A	○									
		②主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	32か所	36か所	35か所								【進捗状況】 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備を進めるため令和7年度は補助金メニューの拡充を実施しました。(令和7年度目標値に対する進捗率:105%) 【有効性】 補助金を活用した新規事業所が開所した経緯もあり主として重症心身障害児を対象とした事業所数、定員数が増加しています。(令和5年度から令和7年度にかけて3事業所増加)		障害児福祉保健課
					A	○									
8	障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進	18歳を超えて福祉型障害児入所施設に在籍する入所者数	0人	0人	0人								【進捗状況】 児童相談所、区役所、学校、こども青少年局などの関係者で地域移行カンファレンスを実施し、本人や支援者の意向を踏まえた地域移行を推進しました。結果18歳を超えて福祉型障害児入所施設に在籍する入所者数は0名となっています。 【有効性】 地域移行カンファレンスの実施を通じて本人が自分の人生を考える機会の増加とともに、地域生活への移行が実施できています。(高校3年生の入所児童における移行支援計画の作成:100%)	25,000	障害児福祉保健課
					A	○									
9	医療的ケア児・者等支援促進事業の推進	①コーディネーターの配置	10人	12人	10人								【進捗状況】 市内6拠点で活動を行い、724件の相談を受けました。各拠点複数名配置を目標とする中、欠員が発生したため、令和8年度の補充に向けた準備を行いました。 【有効性】 保育所等に関するコーディネーターへの相談件数は年間200件を超えており、家族や保育所等からの相談に対応した支援を行っています。こうした支援の拡充により、保育所等に入所している児童数も増加しています。	22,172	障害児福祉保健課、健康福祉局障害施策推進課、医療局地域医療課、教育委員会事務局特別支援教育課
					A	○									
		②支援者の養成	241人(累計)	541人(累計)	349人(累計)								【進捗状況】 毎年度50人程度の支援者養成を目標としており、令和7年度は44名を養成しました。 【有効性】 令和7年度に行ったアンケートでは、「多職種や関係機関との連携が増えた」、「医療的ケアの対応方法に関する不安が減った」という回答が50%を超えるなど、研修が現場で活かされることで、医療的ケア児の地域での受入体制の充実につながっています。		障害児福祉保健課、健康福祉局障害施策推進課、医療局地域医療課、教育委員会事務局特別支援教育課
					A	○									

No.	事業・取組名	想定事業量			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価										評価理由		R7年度	所管課
					直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度			予算額	
10	メディカルショートステイ事業の推進	①協力医療機関数	11病院	11病院	12病院								【進捗状況】 令和7年度には新たな協力医療機関が加わり、受入を推進しました。(令和7年度目標値に対する進捗率:109%)		35,299	障害児福祉保健課		
					A								【有効性】 事業を利用することで、各家庭の状況に合わせて保護者の休息やきょうだい児の行事への参加などが来ています。(令和7年度利用件数:151件)					
		②利用登録者数	462人	660人	392人								【進捗状況】 令和6年度に登録者の一斉状況確認を行ったため登録者数が減少していますが、利用件数は増加しています。(令和5年度:107件→令和7年度:151件、令和7年度目標値に対する進捗率:74.2%)			障害児福祉保健課		
					B								【有効性】 事業を利用することで、各家庭の状況に合わせて保護者の休息やきょうだい児の行事への参加などが来ています。(令和7年度利用件数:151件)					
11	保育・教育施設等における医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進 (基本施策3の再掲)	医療的ケア児サポート保育園 認定園数	12園	拡充	34園								【進捗状況】 4月1日付認定に加えて3月1日付認定を実施したことで、令和7年度中は新たに14園を認定することができた。		●民間園への補助 505,724 ●市立園への加配 271,649 ●研修の実施 619	保育・教育支援課、保育・教育運営課		
					A	○							【有効性】 令和8年4月入所においては、医療的ケア児の待機児童数は0であり、新たに保育所等を利用する児童及び地域型保育事業から保育所等への進級をする児童について、体調面から入所を見送った児童を除き、全ての児童について入所決定することができた。					
12	育成医療給付事業	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 育成医療受給者証をお持ちの児童に対し医療費の自己負担分を補助しました。		13,242	健康福祉局医療援助課		
					A	※							【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていませんが、医療証所持者に対して適切に医療費助成を行うことで、対象者の医療費負担軽減に寄与し、経済的理由による受診控えの防止や必要な医療受診の確保につながりました。					
13	小児がん患者のがん対策の推進	横浜市小児がん連携病院へのチャイルドライフスペシャリストなどの配置	4人	5人	4人								【進捗状況】 R11年度目標値に対して、7年度も引き続き、小児がん連携病院に対して、チャイルドライフスペシャリスト等の専門資格者による小児がん患者及びその家族の心のケアを行う体制確保に関する費用として補助を実施し、着実に取組を進めていると考えられるため。		600	医療局がん・疾病対策課		
					A	※							【有効性】 客観的な評価を実施できていないため					
14	小児慢性特定疾病対策事業	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 小児慢性特定疾病の児童の医療費の自己負担分を補助しました。また、自立支援をテーマとした地域協議会を開催するとともに、小児慢性特定疾病の「児童や家族同士の相互交流」と「きょうだい児支援」に関する取組を実施しました。		865,636	健康福祉局医療援助課		
					A	※							【有効性】 きょうだい児支援のイベントでは、参加者から、「きょうだいに着目した内容で、きょうだい児自身の頑張りを家族で認め合う機会となりよかった」といった意見がありました。					
15	こどもの性被害の防止	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 施設や事業所におけるカメラやパーテーションの設置補助や、事業所等の従業員を対象とした虐待防止研修の実施など、未然に防止するための取組を実施し、こどもが安全安心に過ごせる環境を整えました。		30,300	障害児福祉保健課		
					A								【有効性】 申請のあった31事業所において、性被害防止への対応が実施されています。(助成率:103.3%) また、障害児通所支援事業所に対して行っている性被害防止に関する国作成の動画の共有や事業所職員への実例を交えた研修の実施は、こどもが安心して過ごせる事業所づくりに寄与しています。					
16	こどもの意見を聴く取組の推進	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 令和7年度は地域訓練会に参加する当事者4名に直接障害施策に関するインタビューを実施しました。		0	障害児福祉保健課		
					A	○							【有効性】 意見を聴いた当事者から「こういった機会をいただけたことが良かった」という感想を直接いただいています。					
17	市民の障害理解の促進	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 ①世界自閉症啓発デーの普及啓発イベントについて、シンボルカラーによるライトアップの実施場所や関係機関との連携を拡充しています。 ②各区の普及啓発活動を通じて障害理解の促進を行っています。 ③障害者週間におけるイベントや動画等を活用した市民への障害理解普及啓発を実施しています。		① こども青少年局 370 健康福祉局 227 ②750 ③3,102	健康福祉局障害施策推進課 障害児福祉保健課 教育委員会事務局特別支援教育課		
					A	※							【有効性】 ①例年の取組みとして定着しつつあり、関係機関との連携による取組が拡大しています。 ②障害理解が深まったという意見が得られています。 ③イベントの参加団体から、障害理解普及啓発に有効な機会となったとの意見が得られています。					

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について ＜令和7年度分＞

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

＜指標の進捗＞

No.	アウトカム	指標	上段：実績値（※各年度の年度末時点） 下段：進捗状況評価							所管課
			直近の現状値 （R5年度）	目標値 （令和11年度）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	ひとり親家庭が本市支援により就労に至っている	ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人(累計)	278人(累計)					こども家庭課
					B					
2	ひとり親家庭のこどもが進学や就職に向けて取り組んでいる	思春期・接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%	60.2%					こども家庭課
					B					
3	DV等被害者が、適切に相談支援につながっている	DVに関する相談件数	4,527件	5,000件	5,025件					こどもの権利擁護課 市民局国際平和・ダイバーシティ推進課
					A					

＜これまでの主な取組＞

1	ひとり親家庭の総合的な相談窓口である「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供や交流の場の提供、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー等を関係機関と連携して実施し、自立支援を進めました。また、令和7年度から日常生活支援事業の利用要件を緩和し、離婚前から支援が必要な方も対象とすることで、早期からの支援体制を強化しました。さらに、高等職業訓練促進資金貸付事業においては、住宅支援資金の貸付上限額を4万円から7万円に引き上げ、経済的負担の軽減を図りました。
2	親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、思春期・接続期支援事業を実施しました。令和7年度は子の学習支援は96世帯、親の相談支援は89世帯が利用しました。また、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭への大学等受験料等補助事業について、令和7年度から、大学受験料の補助に加え、新たに中学3年生・高校3年生の高校や大学等への進学に向けた模擬試験の受験料の補助を実施し、事業を拡充しました。
3	令和7年度は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画を「第6次横浜市男女共同参画行動計画」に包含して策定したほか、DV被害者や困難を抱える女性及びそのこどもへの安全・安心の確保と自立支援のため、民間団体とも連携し、緊急的な一時保護や中期的な自立支援、相談につながりにくい若年層へのアウトリーチ事業を実施しました。また、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、相談員の専門性向上や人材育成にも取り組みました。
4	ひとり親家庭等の世帯について、親と子の医療費にかかる自己負担分の全額助成を行いました。また、年度更新にかかる現況届出について、電子申請を導入しました。
5	「予防教育」、「相談」窓口の運営、「広報・啓発」、「被害・加害者回復プログラム」の4つを総合的に推進する「デートDV防止事業」を実施しました。

＜今後の取組＞

1	令和8年度から、ひとり親家庭等の就業・定着までの一体的支援強化事業を新たに実施します。資格取得後のミスマッチによる不就業を防止するとともに、ひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの一体的な支援を行います。また、全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉施策の充実に資する基礎資料を得ることを目的として、全国ひとり親世帯調査を、こども家庭庁からの委託を受けて実施します。
2	日常生活支援事業は、令和8年度から、委託料単価の引上げを実施し、支援体制の充実を図るとともに、安定的な人材確保につなげます。
3	養育費確保・親子交流支援事業については、令和8年度から親子交流支援事業を新たに実施します。親子交流の取決めを行っており、本事業の支援について父母間で合意がある者を対象として、両者への啓発や事前相談を行うほか、親子交流支援計画書の作成、交流時の連絡調整、付き添い・受け渡し、支援に関わる人材の育成等の支援を実施します。
4	基本計画を推進するため、こども青少年局、区福祉保健センター、男女共同参画センター3者による「横浜市DV相談支援センター」及び民間団体、関係機関との連携を一層深めるとともに、民間のノウハウを活用し、SNSにおける若年層へのアウトリーチ事業など、多様な支援の充実に引き続き取り組んでいきます。
5	多くのひとり親家庭の方が、仕事と育児を一人で担っていることから、手続きを窓口で行うことが困難である場合も多いため、県外受診等の払い戻しの申請について電子申請を導入し、負担を軽減します。
6	引き続き、各関係団体と連携してデートDVの防止に向けた取組を推進します。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

<主な事業・取組>

単位:千円

No.	事業・取組名	想定事業量			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価										評価理由		R7年度	所管課
					直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度				R11年度	
1	児童扶養手当	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 児童扶養手当の支給要件を満たす者に対する支給が問題なく行えている。	9,297,327	こども家庭課	
					A	※								【有効性】 当事業は、ひとり親家庭への国の給付制度であり、評価することがなじまない。				
2	ひとり親家庭自立支援給付金事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 自立支援教育訓練給付金事業では61人、高等職業訓練促進給付金事業では287人、高等職業訓練促進資金貸付事業では26人、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業では5人に対して支給を行った。 これらの取組により、ひとり親家庭における資格取得や職業能力の向上といった主体的な能力開発の機会が確保されており、就業機会の拡大や雇用の安定につながっており、ひとり親家庭の自立支援が促進されている。	449,957	こども家庭課	
					A	※								【有効性】 当事業は、経済的負担の軽減を図る国の給付制度であり、評価することがなじまない。				
3	母子家庭等就業・自立支援センター事業(ひとり親サポートよこはま)	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 ひとり親サポートよこはま等の支援による就労者数は、令和11年度の累計目標を1,800人としている中、令和7年度時点で278人とどまり、令和7年度目標値350人に対する進捗率は79.4%となっている。 求人数の増加や雇用環境の改善が進んだことにより、就労支援を必要とするひとり親の一部が自力で就労を実現し、利用者数が減少したこと等の影響もあり、計画に対して若干の遅れが見られる。	73,757	こども家庭課	
					B									【有効性】 令和7年度時点における進捗率は79.4%にとどまっており、目標達成に向けた効果発現は十分とは言えない。 今後は利用促進及び支援強化により、就労者数の増加を図る必要がある。				
4	日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	—	243世帯	(推進)	実施										【進捗状況】 298世帯に対して支援を行った。就職活動や疾病等により一時的に生活援助や子育て支援が必要なひとり親家庭に対し、切れ目のない家事・育児支援を提供するものである。その結果、ひとり親家庭の生活の安定が図られるとともに、安心して就労や療養に専念できる環境の確保につながっている。	44,053	こども家庭課	
					A									【有効性】 日常生活支援事業については、支援員からは「一時的に支援が入ることで、保護者が安心して就職活動や通院等に取り組むことができている」といった声が聞かれており、利用者の負担軽減や生活の安定に寄与しているものと考えられる。				
5	養育費確保・親子交流支援事業	養育費確保にかかる補助件数	93件/年	120件/年	106件/年										【進捗状況】 令和7年度目標値に対する進捗率は103.9%で推移しており、概ね計画通りに進んでいる。	5,200	こども家庭課	
					A	※								【有効性】 当該補助は手続費用等の実費相当分を対象とする国の事業であり、評価になじまない。				
6	思春期・接続期支援事業	利用世帯数(こどもの学習支援)	96世帯/年	120世帯/年	96世帯/年										【進捗状況】 令和7年度目標値に対する進捗率は92.3%で推移しており、概ね計画通りに進んでいる。	30,550	こども家庭課	
					A	○								【有効性】 アンケートの結果、学習支援を受けたこども及びその保護者から、「楽しく勉強できた」「学習意欲が高まった」といった評価が得られた。				
7	母子生活支援施設	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 母子生活支援施設の適切な運営、環境改善等が行われるよう、助言や支援を行っている。	0 (措置費に計上)	こどもの権利擁護課	
					A	※								【有効性】 客観的な根拠による評価を図ることは困難なものの、様々な事情から支援を必要としている母子家庭が安心して自立に向けた生活を営むことに繋がっている。				
8	保育所等への優先的な入所	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 4月入所の一次利用調整時点で保育所等を利用することで安定的な就労が見込める、または就労につながるような求職活動や職業訓練ができると判断した人数は134人だった。	0	保育・教育認定課	
					A	○								【有効性】 保育所等の優先的な入所が、実際に安定的な就労・求職活動につながった人が確認できている。				
9	母子父子寡婦福祉資金貸付	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 母子父子福祉資金の貸付要件を満たす者に対する貸付が問題なく行えている。	—	こども家庭課	
					A	※								【有効性】 当事業は、経済的負担の軽減を図る国の貸付制度であり、評価することがなじまない。				
10	ひとり親家庭等医療費助成事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 ひとり親家庭等の世帯について、親と子の医療費にかかる自己負担分的全額助成を行いました。	1,766,198	健康福祉局医療援助課	
					A	※								【有効性】 対象者の医療費負担を軽減し、経済的理由による受診控えの防止や必要な医療受診の確保につながりました。				
11	こどもの意見を聴く取組の推進	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 ひとり親家庭への施策推進に当たっては、こどもに対する学習支援におけるアンケートの実施や、こどもの意見を受け止める相談支援体制づくりを進めるなど、ひとり親家庭のこどもの気持ちに寄り添い、意見を踏まえながら施策を推進している。	30,550 (再掲)	こども家庭課	
					A									【有効性】 こどもの意見を踏まえた取組は一定の効果が見られるものの、十分とは言えない状況である。今後も、こどもの意見を丁寧に聴取しながら、施策の充実を図っていく必要がある。				

No.	事業・取組名	想定事業量			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価										R7年度	所管課	
			直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		評価理由		予算額
12	住宅確保の支援	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 <市営住宅申込時の優遇> 申込件数:698件 <住宅セーフティネット事業> 登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):11,090戸 居住支援協議会相談窓口対応件数(子育て・ひとり親):192件	<市営住宅申込時の優遇> 0 <住宅セーフティネット事業> 207,863	建築局市営住宅課 建築局住宅政策課
					A	※								【有効性】 客観的な根拠に基づいて有効性を図れていない			
13	女性相談保護事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 令和7年度は来所相談が5,267件となり、高止まりの傾向は見られるものの、昨年度と比較して相談者数は増加しているほか、相談員の専門性の向上や人材育成、体制強化にも取り組んでいる。	177,021	こどもの権利擁護課
					A	※								【有効性】 客観的な根拠による評価を図ることは困難なものの、5,000件を超える来所相談実績やその相談対応状況等から、DV被害等を含む困難を抱える女性が身近な区役所等の相談窓口へ早期につながっている事例も多くあると把握しており、課題の深刻化の防止及び安全を確保した上での自立支援につながっている。			
14	DV被害者支援	DVIに関する相談件数	4,527件／年	5,000件／年	5,025件／年										【進捗状況】 昨年度と比較して相談者数は増加しており、過去5年間の推移においても高止まりの傾向が見られるものの、計画通り推移している。(令和7年度目標値に対する進捗率:107%)また、民間団体との連携により、多様な支援につなげることができている。	40,812	こどもの権利擁護課 市民局国際平和・ダイバーシティ推進課
					A	※								【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていないが、DV被害者をはじめとする市民のDVIに対する意識が高まり、関係機関や民間団体等、多様な支援の方策と連携できることにより、重篤な状況に至る前に支援につながることができるようになっている。			
15	女性緊急一時保護施設補助事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 女性緊急一時保護の受入先(シェルター)が安定的に確保できている。	14,730	こどもの権利擁護課
					A	○								【有効性】 民間団体とも連携し、多様な事業を実施した結果、安定的にシェルターを確保することができ、必要な方全てを迅速に保護につなげることができた。また、民間団体の特性を生かした支援の実施により、一時保護だけでなく、相談者の状況に応じた適切な支援につなげることができている。			
16	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数	66世帯/年	92世帯/年	53世帯/年										【進捗状況】 令和7年度については、利用世帯数は減少したものの、妊娠期の事業利用世帯が増加し、出産時におけるリスク軽減を図った。関係機関・部署との連携やアセスメント力の向上等にも取り組んでおり、事業は順調に推移している。	64,350	こどもの権利擁護課
					B	※								【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていないが、DV被害や生活にリスクがある母子を迅速に安全確保につなげながら、安定した生活に向けた支援を行うことで、母子が早期に自立した生活を送れるようになっている。			
17	若年女性支援モデル事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 本事業は、これまで十分にアプローチできていなかった若年層への支援に有効であることが確認できたほか、継続的な事業の実施が求められることから、令和8年度より本格実施することとした。	8,710	こどもの権利擁護課
					A	○								【有効性】 本事業の相談内容として、希死念慮や虐待の割合が大きい。命にかかわる悩みを抱えている若年層に対し、気軽にやりとりができるSNSを通じてプッシュ型でアプローチすることで、91人が新たに相談につながった。相談できる場所があることを知るきっかけとなっていることや、支援につながる事例も見られている。			
18	デートDV・DV防止事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 ・啓発講座実施回数・延べ受講者数(年):15校、2196人	9,300	市民局国際平和・ダイバーシティ推進課
					A	※								【有効性】 「予防教育」、「広報・啓発」によりデートDVに関する理解を広げるとともに、「相談」窓口の運営や「被害・加害者回復プログラム」により課題解決につなげている。			

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について ＜令和7年度分＞

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

＜指標の進捗＞

No.	アウトカム	指標	上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段:進捗状況評価							所管課
			直近の現状値 (R5年度)	目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	こどもの安心安全が保障されている社会の実現 (虐待死の根絶)	児童虐待による死亡者数	2人	0人	0人					こどもの権利擁護課
					A					
2	こどもと保護者の心理・社会的孤立の解消	①こども家庭センター設置数 ②合同ケース会議での協議件数(妊産婦・こども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	①3カ所 【令和6年度】 ② —	①18カ所 ②30,000件	①6カ所 ②11,332件					こども家庭課
					A					
3	こどもの最善の利益を図るための家庭養育の優先	①里親委託率 ②里親登録者数 ③ファミリーホーム設置数	①20.7% ②277組 ③8カ所	①36.8% ②430組 ③9カ所	①25.2% ②275組 ③8カ所					こどもの権利擁護課
					A					

＜これまでの主な取組＞

1	令和3年10月の「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正により明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、広報・啓発を行いました。令和6年度は、大人とこどもに向けて「こどもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を実施しました。令和7年度は「加害者自死と一体化した子ども殺害」について、啓発動画を作成しました。さらに、公共交通機関を活用するなどして、幅広い年代に相談先の周知・啓発を行いました。また、横浜市全体で児童虐待や体罰等によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守り支援できるよう、「子ども虐待防止市民サポーター講座 基礎編・応用編」を開催しました。あわせて、児童虐待に対応する職員の人材育成として、区調整担当者研修や、区・児童相談所相互の業務を知る実地研修などを実施しました。令和7年度からは、こどもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えるなど、支援が必要な保護者に対するペアレント・トレーニング等、健全な親子関係の形成を支援するため、親子関係形成支援事業を3区で開始しました。
2	改正児童福祉法の施行に伴い、「こども家庭センター」機能を令和7年度は新たに3区設置し、計6区(鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区、瀬谷区)で運営を開始し、全ての妊婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズに合った支援計画(サポートプラン)の作成を行っています。専門職による個別支援、地域支援を強化するため、新たな児童家庭相談システムの構築に着手しました。家庭訪問での相談支援や地域会議におけるタブレット活用等に取り組み、オンラインでの多言語通訳対応について、区役所窓口での実施に加え、家庭訪問等での活用を6区で実施しました。
3	改正児童福祉法の施行に伴い、実の家族と暮らすことができない児童の家庭養育優先の原則が明確化され、里親委託等の推進が進められています。本市では、令和5年9月から里親に関する業務を民間機関に業務委託し、民間のノウハウや経験を活用しながら行ってきました。また、年間を通じた里親制度説明会の開催の他、里親月間に合わせ、市庁舎アトリウムにおいて市民向け里親啓発トークイベントの開催、啓発動画をYouTubeに掲載する等の啓発に取り組みました。
4	児童相談所の機能強化では、一時保護所について入所児童が定員超過している状況や、令和8年度3月31日までの経過措置期限を踏まえ、令和8年4月に国基準を満たす職員を配置しました。また、令和7年6月から司法審査が導入され、一時保護状の請求について適切に対応しました。さらに令和7年度には相談部門の児童福祉司に一人一台タブレット端末を配布するなど、DXを進め、業務の効率化に取組ました。市内5カ所目となる「東部児童相談所」を鶴見区に設置し、令和8年4月1日に開所しました。一時保護所でのアドボケイトによる相談や入所児等アンケートを開始するなど、こどもの意見表明の機会の確保に取り組みました。
5	SSWについて、区内の学校を複数人で担当するグループ制を導入することで、迅速に個別支援を行うとともに、より効率的に地域連携にも取り組めるように体制を整えました。SCについては、令和6年度に拡充した体制を維持することで、相談しやすい環境作りを図りました。

＜今後の取組＞

1	こどもの最善の利益や体罰等によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守るとともに社会全体で子育てを行う意識が醸成されるよう、広報啓発の取組を推進します。ドメスティックバイオレンスが背景にある児童虐待事例が続いていることや、警察からの通告件数が増加していることから、令和8年度はこどもの面前での暴言や暴力の防止に関して重点的に広報を行います。また、令和7年度に引き続き親子関係形成支援事業を新たに3区(計6区)で実施し、子育てに悩みや不安を抱える保護者のサポート等を行います。
2	令和9年度の全区設置に向けて、先行区における実施状況を踏まえてガイドラインの改正等を行うとともに、こども家庭センター設置を契機とした専門職の業務効率化・最適化を進め、個別支援や地域支援を強化します。また、こどもやその家庭が抱える多様な課題や相談に対応できるよう、専門職向け研修を充実し、人材育成を推進します。さらに、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズに合った支援計画(サポートプラン)の作成を引き続き行います。
3	家庭養育の優先の原則のもと、今後もフォスティング機関や児童相談所、その他の関係機関と連携しながら、里親制度の認知度向上に取組み、引き続き里親推進を進めていきます。
4	児童相談所体制強化に向け、引き続き児童福祉司や児童心理司等の法定基準による適正配置をすすめます。あわせて、虐待の再発防止等を図るため、引き続き必要な家庭に対し養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。一時保護所でのアドボケイトによる相談を月1回から月2回に拡充するなど、こどもの意見表明機会の充実に引き続き取り組みます。
5	令和8年度には、1人1台端末を活用した相談申込の仕組みを導入し、こどもがよりSSW、SCに相談しやすい環境づくりに取り組みます。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策8】児童虐待防止対策と社会的養育の推進

＜主な事業・取組＞													単位:千円				
No.	事業・取組名	想定事業量			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価						評価理由	R7年度	所管課				
			直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度			R10年度		R11年度		予算額	
1	区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	個別ケース検討会議	1,942件/年	2,035件/年	1,757件/年										【進捗状況】 令和7年度末の要保護児童数(5,044人)に対する個別ケース検討会議の実施割合は34.8%で、概ね目標通りの実施率となっている。 【有効性】 客観的な根拠による評価を図ることは困難だが、区・児童相談所と関係機関が、ケースの進捗状況や方針を確認、共有していることで、児童虐待の重篤化防止や早期発見、早期対応ができています。	66,501	こどもの権利擁護課
					B	※											
2	区役所における人材育成	調整担当者研修受講者	累計126人	累計240人	累計141人										【進捗状況】 毎年15～20人強が調整担当者研修を受講完了しており、概ね目標通りに推移している。 【有効性】 客観的な根拠による評価を図ることは困難だが、国が定める義務研修である調整担当者研修を受講完了した職員が、専門知識を習得して虐待対応の実務に当たっていることで、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を適切に果たし、虐待対応力の向上に寄与している。	1,690	こどもの権利擁護課
					A	※											
3	妊娠・出産相談支援事業 (基本施策1の再掲)	にんしんSOSヨコハマ相談件数	583件/年	640件/年	867件/年										【進捗状況】 市内高校や大学、公共施設等において継続的な周知を実施するとともに、LINE相談の導入により、相談しやすい体制の構築に取り組んだ結果、相談件数は目標を上回る水準で推移しています。(令和7年度目標値に対する進捗率:144%) 【有効性】 事業者から区福祉保健センターへの引継ぎの実施状況および引継ぎ後の区への対応を把握することで、専門的支援への継続性を確認しております。また、区への引継ぎを行ったすべてのケースについて状況確認を行い、対象者の課題やニーズに応じた情報提供及び支援を実施していることを把握しており、本事業の有効性は高いと考えます。	40,548	地域子育て支援課
					S	※											
4	こども家庭センター機能の設置 (基本施策2の再掲)	実施か所数	3か所【令和6年度】	18か所	6か所										【進捗状況】 令和7年度、新たに3区にこども家庭センター機能を設置し、全区設置に向けて準備を進めており、こどもや子育て当事者のニーズに合った支援計画(サポートプラン)の作成に取り組んでいる。(令和7年度目標値に対する進捗率(こども家庭センター設置数):100%) 【有効性】 サポートプランの作成により、支援者との関係性の構築が進み、こどもと保護者のニーズに沿った制度・サービスの理解や利用につながっている。	129,743	こども家庭課
					A	※											
5	学校との連携強化	－	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 区役所や児童相談所など、関係区局と一緒に学齢期児童への支援に関する研修を実施している。 【有効性】 文科省によるスクールカウンセラー活用事業に関する調査にて、関係機関連携について実施状況を把握。令和7年度学齢期支援研修(全4回)では参加延べ186人(アンケート回答者数)のうち研修内容を「十分理解できた」と「ある程度理解できた」が合わせて93.6%となった。	0	教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課
					A	○											
6	医療機関との連携強化	－	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 事例検討や研修等を通して、児童虐待の早期発見や対応力の向上を図るとともに、行政と医療機関が連携することで虐待予防のための体制づくりを行っている。 【有効性】 客観的な根拠による評価を図ることは困難だが、医療機関間、児童相談所や区との連携が進み、虐待の早期発見や対応力の向上につながっている。	1,200	こどもの権利擁護課
					A	※											
7	児童虐待防止の広報・啓発	－	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 通報・相談・見守りなどの予防行動につなげるため、年間をとおして適切な相談先の周知等を行っている。 【有効性】 客観的な根拠による評価を図ることは困難だが、様々な媒体を通じて児童虐待の啓発を行うことにより、関係機関や養育者、こどもからの通告や相談につながっており、早期対応や重篤化予防に寄与している。	10,000	こどもの権利擁護課
					A	○											
8	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問回数	3,725回/年	5,490回/年	3,125回/年										【進捗状況】 本来の目的である、必要な家庭に対する虐待の再発防止等のための養育相談や支援は、確実に実施できている。令和7年度は前年度比約6%の増加であったが、回数については本来の目的を踏まえると今後も増減が見込まれる。 【有効性】 令和7年度、訪問員が定期訪問するヘルパー派遣中の世帯からのアンケートを実施。結果、育児負担軽減等の効果が判明しており、事業導入世帯の虐待の再発防止、重篤化防止に寄与している。	134,994	中央児童相談所
					B	○											
		②ヘルパー派遣回数	8,575回/年	9,504回/年	5,476回/年										【進捗状況】 本来の目的である、必要な家庭に対する家事や育児の援助、養育状況の確認等が、年間を通して確実に実施できている。令和7年度は前年度比約22%の減少ではあったが、回数については本来の目的を踏まえると今後も増減が見込まれる。 【有効性】 令和7年度、ヘルパー派遣中の世帯からのアンケートを実施。結果、育児や家事負担の軽減、養育相談の利便性向上等の回答を多数得ており、高い効果を示している。		中央児童相談所
					B	○											
9	親子関係形成支援事業	参加者実人数	－	300人/年	30人/年										【進捗状況】 令和11年度までに全18区展開、参加者実人数300人を見込んでおり、概ね計画どおりに進んでいる。 【有効性】 参加者アンケートにより、当該事業が親がこどもへの接し方を前向きに見直す契機となり、不安や負担感の軽減・心理的な安定につながる効果があったことが読み取れる回答を得ている。	5,045	こどもの権利擁護課
					A	○											
10	児童相談所等の相談・支援策の充実	－	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 こども本人の意見を適切に聴き取ることで児童相談所が行う支援の質を高めている。また一時保護中の通学支援を行うなど、こどもの権利擁護を進めている。 【有効性】 こどもが自分への支援内容を理解し納得することで支援の効果が高まっている。	－	中央児童相談所
					A	※											

No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価										評価理由	R7年度	所管課
					R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度			予算額	
11	一貫した社会的養護体制の充実	－	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 令和7年度に横浜市社会的養育推進計画を策定し、関係部署・関係機関と連携をしている。	－	こどもの権利擁護課
					A	※								【有効性】 PDCAを実施し、取組の見直し等につなげている。			
12	里親等委託の推進	①里親制度説明会の参加人数	154人/年	190人/年	153人/年										【進捗状況】 令和11年度までに190人／年の参加者数を見込んでおり、概ね計画どおりに進んでいる。(令和7年度目標値に対する進捗率92%)	60,196	こどもの権利擁護課
					A	※								【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていないが、制度説明会に参加した新規里親登録希望者が登録へと進み、新規里親登録者数の増加に寄与している。			
12	里親等委託の推進	②ファミリーホーム設置数	8か所	9か所	8か所										【進捗状況】 令和11年度までに9か所の設置を見込んでおり、概ね計画どおりに進んでいる。(令和7年度目標値に対する進捗率100%)	－	こどもの権利擁護課
					A	※								【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていないが、社会的養護下にある児童の家庭的な環境での養育への移行に寄与している。			
13	横浜型児童家庭支援センターにおける家庭支援	－	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 子育てに不安や課題を抱える家庭に対して、電話、来所や訪問等を通じて、相談員や心理担当職員による相談対応を行うことができています。また、区・児童相談所等の求めに応ずる事業や関係機関との連絡・調整を行うことができています。なお、相談対応件数は前年度より約1,900件増えています。	63,543	こどもの権利擁護課
					A	※								【有効性】 相談件数等の増により、子育てに不安や課題を抱えるより多くの家庭への支援を行うことができています。			
14	子育て短期支援事業	①ショートステイ利用者数	646人/年	845人/年	760人/年										【進捗状況】 令和11年度までに845人/年の利用者数を見込んでおり、令和7年度は計画の数値を上回っている。	5,846	こどもの権利擁護課
					A	○								【有効性】 保護者の疾病や子育ての疲れなどに対して、児童を一時的に預かる環境を整えることで、こどもや家庭への充実した在宅支援ができています。			
		②トワイライトステイの利用者数	4,832人/年	5,738人/年	4,754人/年										【進捗状況】 令和11年度までに5,738人/年の利用者数を見込んでおり、概ね計画どおりに進んでいる。		こどもの権利擁護課
					A	○								【有効性】 保護者の疾病や子育ての疲れなどに対して、児童を一時的に預かる環境を整えることで、こどもや家庭への充実した在宅支援ができています。			
15	母子生活支援施設緊急一時保護事業(基本施策7の再掲)	延べ利用世帯数	66世帯/年	92世帯/年	53世帯/年										【進捗状況】 令和7年度については、利用世帯数は減少したものの、妊娠期の事業利用世帯が増加し、出産時におけるリスク軽減を図った。関係機関・部署との連携やアセスメント力の向上等にも取り組んでおり、事業は順調に推移している。	64,350	こどもの権利擁護課
					B	※								【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていないが、DV被害や生活にリスクがある母子を迅速に安全確保につなげながら、安定した生活に向けた支援を行うことで、母子が早期に自立した生活を送れるようになっている。			
16	こどもの性被害の防止	－	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 防犯カメラ等による環境整備に関する補助金交付等を進めた(R7は3施設へ交付決定)。また、R7.9月に、R3年度に発生したわいせつ事件及びR7年度に発生した盗撮事件の内容や法令違反の内容、処分事例を盛り込んだ「不祥事防止研修」を児童相談所一時保護所全職員に対して実施した。 さらに、R8.1月から、児童相談所一時保護所における会計年度任用職員の募集時に、児童福祉法等の法令に違反していないことや過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことが無いこと等を新たに応募資格に追加した。	1,800	こどもの権利擁護課
					A									【有効性】 防犯カメラ等による環境整備に関する補助金交付等によりこどもの性被害発生リスク低下をはかった。			
17	こどもの意見を聴く取組の推進	－	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 こどもの意見表明支援事業を実施し、こどもが意見を表明する機会の確保を行った(児童養護施設、里親等への訪問による児童への面談を144件実施)。	14,376	こどもの権利擁護課
					A	※								【有効性】 客観的な根拠による評価を図ることは困難だが、こどもの心身の健やかな成長と自立が図られている。			

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について ＜令和7年度分＞

【基本施策9】社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

＜指標の進捗＞

No.	アウトカム	指標	上段：実績値（※各年度の年度末時点） 下段：進捗状況評価							所管課
			直近の現状値 （R5年度）	目標値 （令和11年度）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備されている	市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上	58.5%					市民局国際平和・ダイバーシティ推進課
					S					
2	こどもや子育てにやさしい地域づくりが進んでいる	子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住みたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20.0%	18.5%					企画調整課
					A					

＜これまでの主な取組＞

1	パマトコと家庭と学校の連絡システム「すぐる」や放課後e-場所システムなどの学齢期対象のシステムをシームレスに利用できる環境を整え、学齢期のお子さんがある世帯の利便性が向上しました。さらに、妊娠週数やこどもの年齢など利用者の属性に合わせた情報を自動配信する機能を実装し、タイムリーな情報を確実に届けることが可能となりました。また、各区局や地域子育て支援拠点が積極的にパマトコから情報発信するよう推進し、利用者が居住地や好みに合致した情報を得られる環境を整えました。
2	よこはまグッドバランス企業認定を通じて市内企業へ周知を行うほか、男女共同参画センターで実施するセミナー等を通して、長時間労働の是正、多様な働き方や育休取得に関する理解促進に取り組みました。
3	各区の実情に応じた防犯関係事業の推進や、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、知的財産権の保護と不正商品の排除の重要性を訴求することを目的とした「ほんと？ホント！フェア in 横浜」におけるこども向け防犯ブースの出展等を通じた広報・啓発活動の実施などにより、地域におけるこどもの見守り活動への理解を深めるなど、こどもの安全対策を推進しました。
4	令和5年度より、子どもの通学路交通安全対策事業を立ち上げ、「登下校中の児童の交通死亡事故ゼロ」を目標に、データを活用した予防保全型の交通安全対策に取り組んでいます。道路・交通政策局と教育委員会事務局が連携し、交通安全施設の整備や補修に加えて、児童に対する充実した交通安全教育など、ハード・ソフト両面から一体的に取り組むことで、効果的な交通安全対策を推進しています。
5	交通安全対策の取組として選定した9校の「交通安全推進校」に支援を行いました。年度末には、全市立学校の教職員を対象にしたオンライン研修で、各校での1年間の取り組みを紹介し、教職員の交通安全への意識が高まるよう発信しました。よこはま学援隊による地域ぐるみの活動を通して地域の教育力と学校教育活動とを繋げ、こどもたちの豊かな人間性や「生きる力」を育てるなど開かれた学校づくりをさらに進展させ、地域全体で児童・生徒を守り育てる環境づくりを推進する学援隊の活動により、学校内および通学路上での事故防止・安全・安心な学校づくりに大きく寄与しました。また、継続的な見守り活動の中でいじめ・不登校等への気づきの機会となることを目指しました。
6	横浜市内の学校向けに、年3回、学校安全研修を実施し、「安全教育・防災対策」の推進を図っています。また新小学1年生向けリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を配付しています。

＜今後の取組＞

1	パマトコポイント（仮）を創設し、パマトコを利用することでポイントがたまり、ポイントを消費することでお得なサービスや、子育てに役立つグッズが当たる抽選などを検討しています。より子育てにゆとりを感じていただき、横浜での子育てが楽しいと思っていただけるよう取組を進めます。
2	男性の育児休業の取得期間別に見ると、「1か月未満」が58.1%を占め、短期間の取得にとどまっています。家庭内での家事・育児分担を進めるために、引き続き、よこはまグッドバランス企業認定を通じて市内企業へ周知を行うほか、男女共同参画センターで実施するセミナー等を通して、長時間労働の是正、多様な働き方や育休取得に関する理解促進に向けた企業の取組を推進します。
3	引き続き、各区の実情に応じた防犯関係事業の推進や民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催のほか、「わくわく！こどもイベント」といったイベントに、防犯をテーマにしたイベントブースの出展を予定しています。
4	交通安全推進校におけるデータを活用した交通安全対策の取り組みを、令和11年度末までに市内35校（累計）の市立小学校・義務教育学校で実施する予定です。また、これまでの取組みの効果検証を行うとともに、必要に応じて対策の更新を行います。
5	交通安全対策の取組として、令和8年度も「交通安全推進校」を新たに選定して支援を行い、交通事故データ及び速度データ等を収集したETC2.0ビッグデータの活用を含めて各校の実情に応じた登下校の見守り活動や安全教育を実施しながら、取組状況を全市立学校に発信し、交通安全の意識を高めていきます。また、通学路の交通安全対策としてスクールゾーン対策協議会を活用し、交通危険箇所の状況把握や関係機関への情報共有を行うとともに、引き続き、よこはま学援隊をはじめ、様々なボランティアによる登下校時の見守り活動を行います。
6	今後も引き続き、学校における安全教育・防災対策の推進を図るため、学校安全研修や児童へのリーフレット配付等による啓発などを実施します。

子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策9】社会全体で子ども・若者を大切に作る地域づくりの推進

主な事業・取組													単位：千円			
No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	上段：実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左)：進捗状況評価(右)：有効性評価										R7年度	所管課
					R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		評価理由	
1	共に子育てをするための家事・育児支援	地域における父親育児支援講座の参加者数	965人／年	5,500人(累計)	905人(累計)								【進捗状況】 父親育児の機運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設や市内企業等において年間99回の父親育児支援講座を開催し、延べ905人の参加者があった。なお、開催が中止となった講座がいくつかあったことなどから、参加人数が想定を下回った(令和7年度目標値に対する進捗率：82%)ため、引き続き、市内企業や自宅で参加できるオンライン講座等を開催し、これまで受講しなかった層にも対象を広げるなど、積極的に参加者を募っていく。		8,535	地域子育て支援課
					B	○							【有効性】 講座受講後に参加者から取得したアンケートでは講座の満足度は99%であり、アンケート回答者の100%が「子育てに関わろうと思ったか」の問いに「すぐに実践したい」、「いずれ実践したい」等の選択を回答しているため、父親の育児に対する意識の変化に寄与している。			
2	男性の家事・育児への参画推進	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 ・ライオン株式会社、地域子育て支援拠点との共催で、市内在住・在勤の夫婦・カップルを対象に家事のワザを学ぶことができる家事シェアセミナーを開催(参加者数 9人) ・「子育て世代の家事シェアセミナー～”洗濯プロ×ほめ達”の知識を暮らしに+1の幸せ」の実施(参加者数 7組)		0	市民局国際平和・ダイバーシティ推進課
					A	※							【有効性】 令和7年度は、令和6年度に続き、実施希望のあった地域子育て支援拠点でセミナーを開催した。未就学児を持つ家庭を特にターゲットとして、企業との共催により、洗濯のコツを分かりやすく学びつつ、家事分担を考える内容となっており、男性の家事参加に係る意識変容に寄与している。			
3	誰もが働きやすい職場環境づくりの推進	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 ・よこはまグッドバランス企業数321社(令和8年4月1日時点) ・よこはまグッドバランス企業向けセミナー「両立支援から活躍支援に!市内企業の事例に学ぶ!介護離職を防止し、多様な人材が活躍する職場づくりのヒント」を実施(参加者数 27社38名)		3,901	市民局国際平和・ダイバーシティ推進課
					A	○							【有効性】 令和8年4月1日時点の認定企業数は、7年度認定の219社に、6年度認定した102社を加えて321社となり、過去最高となった。			
4	企業を対象としたセミナー等の実施	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 市内中小企業を対象として、多様で柔軟な働き方に関するセミナー開催や、国、県、IDEC横浜等による支援事業の情報発信を計12回実施し、企業向けの普及啓発の取組を着実に実施しているため		0	経済局中小企業振興課
					A	※							【有効性】 有効性※：情報発信について、受信した企業に支援事業活用状況の調査を行うことは、企業側に負担となることから実施していないため、「有効性※」としているが、経済局LINE、メルマガで計5,000を超える企業等が受信していることから、普及啓発の手段としては有効であったと考えている			
5	子育て応援アプリ「パマトコ」(基本施策2の再掲)	対象となる子どもの年齢	未就学児まで【令和6年度】	中学生まで	中学生まで								【進捗状況】 令和8年2月よりずーる、放課後e-場所システムとの連携を開始し、対象を学齢期まで拡充しました。		450,000	企画調整課
					A	○							【有効性】 月1回以上ログインしているアクティブユーザー数は、学齢期拡充前は平均33,209人/月でしたが拡充後は平均39,958人/月と増加していることから、学齢期の保護者が日常的に使っていると考えられ、有効性は高いと考えます。			
6	子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成(よこはま楽家事応援団)	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 よこはま楽家事応援団のコンテンツを運用し、コラムなど更新しました。		上記に含む	企画調整課
					A								【有効性】 よこはま楽家事応援団のコンテンツは令和7年度は約28000PVと、子育て支援のコラムやお得なサービスなど子育て世帯に利用いただきました。			
7	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)(基本施策2の再掲)	新規協賛店舗数(5年間累計)	126件	750件(累計)	364件(累計)								【進捗状況】 市内に複数店舗を有する事業者から協賛登録があり、例年よりも大幅に新規規協賛店舗を獲得できており、当初の計画を上回っています。		8,074	企画調整課
					S								【有効性】 令和7年度に実施した利用者アンケートにおいて、「ハマハグを知っている」と回答した割合は63.0%となりました。これは令和6年度と比較して8.3ポイントの増加であり、一定の認知度向上が見られます。一方で、依然として約4割の利用者に認知されていない状況にあることから、今後もさらなる周知・広報の強化を図る必要があります。			
8	児童手当	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 児童手当の支給要件を満たす者に対する支給が問題なく行えている。		70,226,920	子ども家庭課
					A	※							【有効性】 法定の給付であり、市での評価になじまない。			
9	祖父母世代に向けた孫育て支援	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 本市ホームページ等を活用し、普及啓発を行っている。		0	地域子育て支援課
					A	※							【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていませんが、祖父母世代への子育てについて啓発に寄与しています。			
10	結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供や若い世代向けのライフデザイン支援	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 結婚を希望する独身・未婚者等に向け、結婚に関するセミナーを開催しました。また、様々なライフイベントに関し、自分の価値観に基づいて自由に選択できるよう支援することを目的とした講義及びワークショップを、市立高校2校において実施しました。		2,000	企画調整課
					A	○							【有効性】 結婚に関するセミナーのアンケート結果では、「大変良かった」「良かった」という評価が80以上であった。また、市立高校での実施後アンケートで「授業・ワークの内容は自分の将来に役立つと感じた」とこたえている人は、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせると、89.4%という結果になっている。			

No.	事業・取組名	想定事業量			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価										評価理由		R7年度	所管課
					直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度				R11年度	
11	次世代重点分野立地促進助成事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 子育てを支援する企業など、成長が期待される分野の企業の市内立地等を支援しました。	21,000	経済局企業投資促進課	
					A	※												【有効性】 子育てを支援する企業など、成長が期待される分野の企業の市内立地等を支援することで、市内経済の持続的成長につながるものであり、直接的な子育て支援等の有効性を評価することはなじみませんが、地域における雇用創出なども踏まえ、事業を進めています。
12	福祉のまちづくり推進事業	鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による段差解消駅数	154駅(累計)／160駅(市内全駅)	155駅(累計)	154駅(累計)										【進捗状況】 京急神奈川新町駅のエレベーター補助(2基)を行いました。2027年度・2028年度に補助を行う予定であり、設置完了後155駅となります。(令和7年度目標値に対する進捗率:99%)	33,340	健康福祉局福祉保健課	
					A	※												【有効性】 高齢者、障害者などの公共交通機関の利用環境の改善に寄与している。
13	障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)	—	—	(推進)	実施										【進捗状況】 R7年発行枚数は1618枚です。R7年度は優先駐車区画を民間・公共併せて47区画整備しました。	19,248	健康福祉局福祉保健課	
					A	※												【有効性】 公共施設や商業施設等に設置されている車いす使用者用駐車区画等の適正利用を推進している。また、優先駐車区画を設置することで、長距離の移動が困難な方などの移動の利便性に寄与している。
14	地域の総合的な移動サービス検討	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 ・地域に適したきめ細かな移動サービスの充実 新たな地域公共交通「おでかけシャトル」の導入・運行支援として、17地区に補助金を交付。16地区で運行中(R7年度末時点)。 ・バスネットワークの維持 公共交通利用促進の取組の一つとして、小学生を対象とした意見徴収をモビリティマネジメントの出前授業で実施(14校)。	322,200	道路・交通政策局 交通政策課、地域交通推進課	
					A	○												【有効性】 ○地域に適したきめ細かな移動サービスの充実 おでかけシャトルの導入により、病院やスーパーまで30分以内でアクセス出来る圏域が拡大した。 また、おでかけシャトルを運行中の地区で、R7年度に実施したアンケート結果では、利用者の外出頻度と外出意欲ともに増加傾向が見られた。 ※バスネットワークの維持 客観的な根拠に基づいて評価することがないため
15	地域子育て応援マンションの認定	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 制度に関する相談対応や認定マンションの公表等を実施。(認定済戸数:7,098戸)	1	建築局住宅政策課	
					A	※												【有効性】 客観的な根拠に基づいて有効性を図れていない
16	断熱性能等を備えた良質な住宅の普及促進	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 令和7年度より既存住宅に断熱改修工事を行い、住替え・定住した世帯への補助を実施。子育て世代の住替えに対して補助金額の加算を行い、子育て世代の省エネ住宅への住み替えを積極的に支援している。また、子育て世代を含む幅広い世代に対し、高断熱住宅の普及啓発の取組を官民連携で行っている。	145,314	建築局住宅政策課	
					A	※												【有効性】 補助件数が少なく、客観的な根拠に基づいて有効性を図れていない
18	読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 「読書に親しむ機会の創出」については、「よこはまこども読書パーク」の開催や「二十歳の市民を祝うつどい」の出席者へのおすすめ本リスト「はたちの20冊」の配付、若者向けの読書イベントの開催、ららぽーと横浜内の都筑南図書館取次所での読書バリアフリー展示及び点字体験イベントの開催等の取組を行いました。 また、「図書館サービスの充実」については、「のげやまインクルーシブ構想」に基づき、令和7(2025)年4月に、乳幼児とその保護者が安心して遊び、絵本を読んで過ごすことができる「おやこフロア」がオープンしました。子どもたちが読書に親しみ、来館のきっかけとなるよう、図書館バスポートの配布、絵本セットの貸出し、子ども向け本の相談シートの配布などを新たに開始しました。	3,105 2,502,380	教育委員会事務局中央図書館企画運営課 生涯学習文化財課 教育政策推進課	
					A	※												【有効性】 中期計画の指標である「こどもの来館者数」により今後評価していく。初回調査は令和8年2月に実施済(現状値97万人)。
19	大規模文化イベントによるにぎわい創出事業 (旧:横浜トリエンナーレ事業) (基本施策4の再掲)	アートワークショップの参加者数	17,864人/イベント	18,000人/イベント	—										【進捗状況】 令和9年度開催にむけて準備中	51,367	にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課	
						※												【有効性】 令和9年度開催のため、評価対象がないため
20	子育て世代のスポーツ活動支援事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 予定通り、親子で共に楽しめるスポーツ体験会等を実施した。	7,715	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課	
					A	※												【有効性】 客観的な評価を実施できていない
21	子育て世代向け横浜の魅力PRサイト	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 令和6年度に引き続き運用を継続し、特集記事12本、横浜の魅力記事10本、ミニコラム34本の公開のほか、サイトのデザインや回遊性向上を行いました。ページビュー数も目標としていた20万を超え、アンケートでもサイトに対する肯定的な意見が約90%となりました。	2,000	企画調整課	
					A													【有効性】 市内在住の子育て世代向けに、横浜での子育ての魅力・強みや、横浜市の事業・取組を発信し、サイト閲覧者からは概ね高評価を得ている。

No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価										評価理由		R7年度	所管課
					R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度				予算額	
22	地域防犯活動支援事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 ①横浜市子ども安全ネットワーク会議については、令和7年度についても予定通り実施した。②「ほんと?ホント!フェア in 横浜」では、ブース出展を行い、イベントを通じて、親子連れの市民に防犯について啓発を行った。③市内の小・中・高等学校を対象に、インターネットにまつわるトラブル等、SNS啓発講座を実施した。④横浜DeNAベイスターズと連携し、若者の未来を守るため、闇バイトの危険性や相談先を周知するデジタルサイネージの放映やポスターの掲出を行った。⑤令和6年度から継続して日本郵便株式会社と連携し、郵便車両に「子どもの安全見守り活動」のステッカーを貼付し、郵便配達時に異変を発見したときに警察や消防等へ通報する「緩やかな見守り」を実施した。	1,000	市民局地域防犯支援課	
23	こどもの交通安全対策の推進	—	(実施)	(推進)	18校(累計)										【進捗状況】 市内9校の小学校で、交通安全施設の整備や補修を行うとともに、児童を対象とした交通安全教育などを重点的に実施した。	57,425 (うち一部)	道路・交通政策局道路政策課 教育委員会事務局学校支援・地域連携課	
					A	※									【有効性】 児童への対策後のアンケートが今後実施予定のため			
24	よこはま学援隊事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 令和7年度目標申請件数255件に対して、実績251件より進捗率98.4%	12,870	教育委員会事務局学校支援・地域連携課	
					A	※									【有効性】 アンケート、インタビュー、調査等による客観的な評価確認を実施していないため。			
25	安全教育・防災対策の推進	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 横浜市内の全学校向けに、学校安全教育の3領域である「災害安全」「交通安全」「生活安全」をテーマに、年3回、学校安全研修を実施した。	628	教育委員会事務局学校経営支援課	
					A	※									【有効性】 客観的な根拠による評価は図れていませんが、学校安全研修の実施や各校での学校安全の取組を通じ、安全教育・防災対策の推進に寄与していると考えられる。			
26	こどもの意見を聴く取組の推進	—	(実施)	(推進)											【進捗状況】	—	企画調整課	
					集計中													